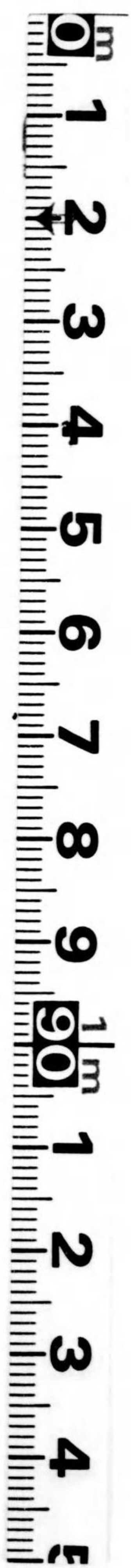


~~269~~
~~683~~



始



特103
343



石河正憲謹述

御大喪之皇位御繼承



山田



東京 法文社藏版

明 治 天 皇 陛 下



影聖御の近最下陸皇天治明



睦仁

皇 太 后 隆 下



今上天皇陛下



皇 后 陛 下

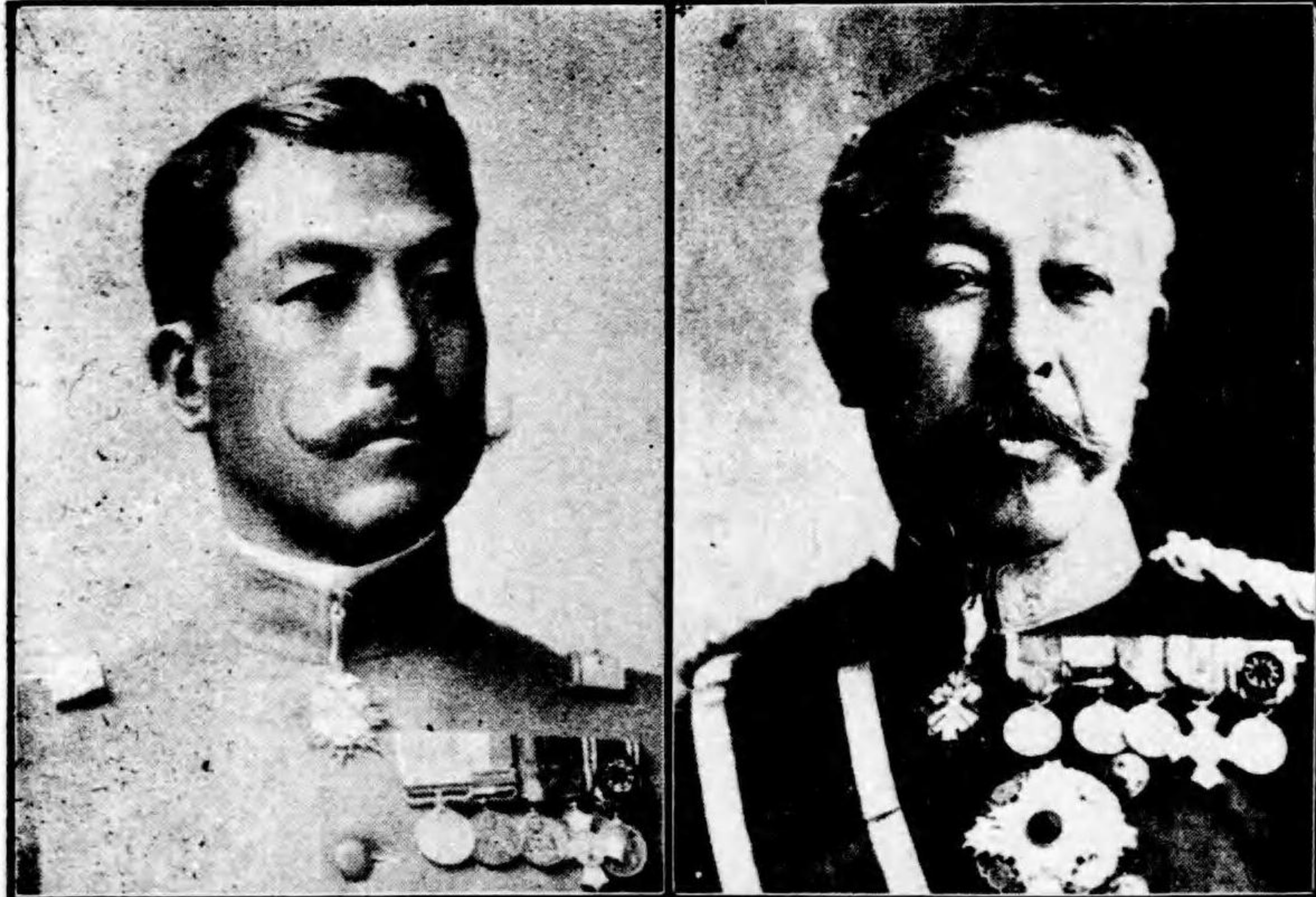


筆宸御帝先

筆宸御帝新

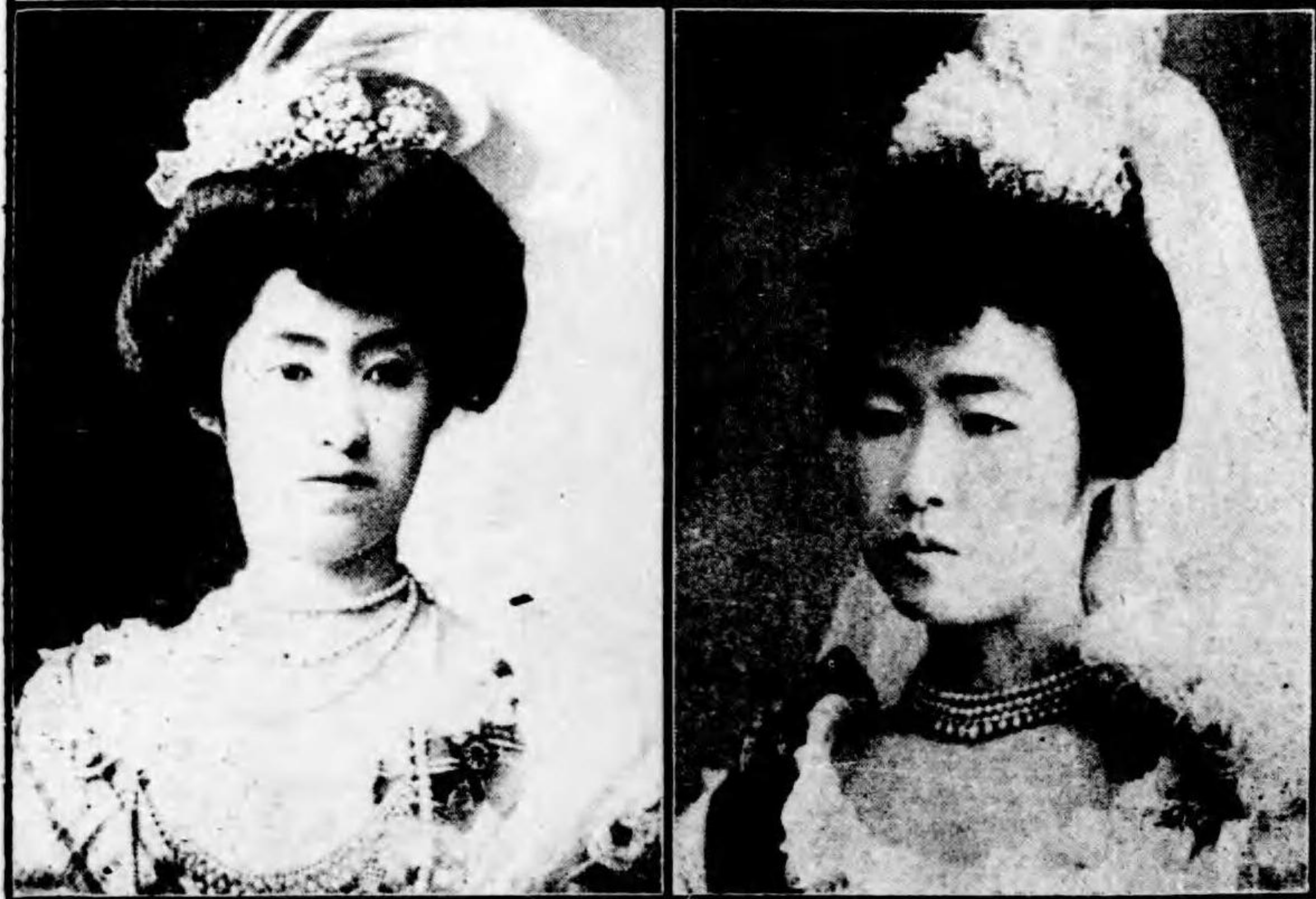
力以不惑

習志勤真



天皇陛下御名代閑院宮載仁親王殿下

大裏使總裁伏見宮貞愛親王殿下



皇太后陛下御名代東伏見宮妃周子殿下

皇后陛下御名代閑院宮妃智恵子殿下

序

先帝御登遐以來、御聖徳を頌し奉る編著、其數を知らず、然れども先帝御崩御と新帝皇位御繼承との間の法的關係を叙述し、且つ御大喪のことに及べるもの極めて乏し、これ吾人の遺憾とするところ、著者非才不文自ら揣らす本書を公刊したる所以なり。

固より小冊子巻中遺漏なきを保し難し、但だ本書が皇位御繼承の法理研鑽上の一助となり、且つ御大喪の記事が永久の紀念ともならば著者の光榮これに過ぐるものなし。

大正元年九月上浣

著者謹識

御大喪と皇位御繼承目次

一 哀感の辭……………一

○先帝御崩御の告示

二 御系譜……………六

三 皇位御繼承……………九

一 皇位御繼承の性質……………九

二 皇位御繼承の開始原因……………一二

三 御踐祚……………一三

○御踐祚式

一 御踐祚の意義……………一四

二 三種の神器……………一六

三 御即位式……………一八

四 御空位……………二一

四 皇位繼承御資格の要件及び御順序……………二二

五 改元……………二六

○改元の詔 ○改元の意義及び由來

六 朝見の御儀……………三一

○朝見式、勅語並に奉答(宮廷録事) ○朝見式の御模様

七 皇太子、皇太孫……………三六

八 立后……………三九

九 皇太后敬稱……………三九

十 勅語……………四〇

○陸海軍人への勅語 ○貞愛親王殿下、威仁親王殿下への勅語

○山縣有朋、大山巖、松方正義、井上馨、桂太郎への勅語 ○西園寺

公望への勅語

四 參照法規……………四二

○皇室典範……………四二

○皇室典範増補……………五一

○皇室成年式會……………五二

○皇室祭祀令……………五四

○登極令……………六〇

○立儲令……………六三

○皇室喪服令……………六四

五 御年譜……………六八

六 御經過一覽……………八四

十先帝御聖徳一斑……………八九

○御製

八新帝御聖徳一斑……………九八

九御大喪彙報……………一〇三

○大喪の期日及び御陵所……………一〇三

○告示 ○御陵地桃山の史的價值

○御陵所地鎮祭の儀……………一〇九

○大喪使官制……………一一〇

○大喪職員任命……………一一三

○大喪使事務分掌規程……………一二四

○大喪中國旗掲揚方……………一二五

○大喪中喪章佩用方……………一二六

○大喪の喪期と喪服……………一二七

○廢朝中服役特免に關する件……………一二二

○陸軍禮式に關する件……………一三三

○陸軍に於ける懲罰免除に關する件……………一三四

○海軍に於ける懲罰免除に關する件……………一三五

○帝國議會召集の詔……………一三五

○帝國議會開會の詔……………一三七

○帝國議會開院式の勅語……………一三八

○大喪費豫算……………一三八

○帝國議會閉會式……………一三九

○御名代……………一三九

○供奉に關する件……………一三九

六

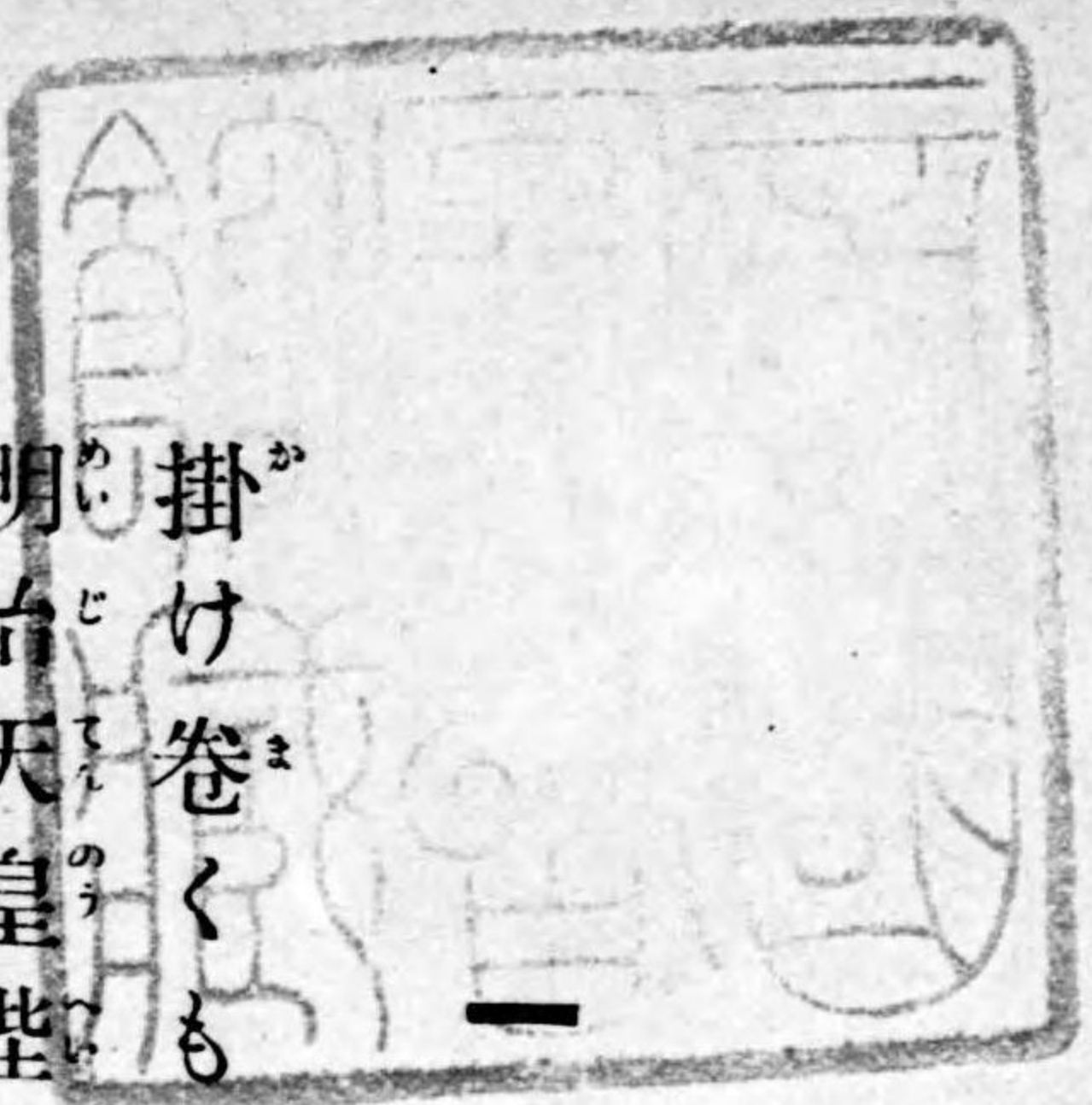
- 大喪議諸次第……………一四一
- 大行天皇の意義……………一九七
- 御喪儀に關する語訓……………一九八
- 奉送を命せられたる者……………二〇三
- 明治天皇の御親族……………二一四
- 行啓仰出……………二一五
- 御追號……………二一八
- 御追號奉告の儀 ○ 御追號の緣由

御大喪と皇位御繼承目次終

御大喪と皇位御繼承

石河正憲謹述

哀感の辭



掛け巻くも畏き
 明治天皇陛下御不豫日を経て愈御重態億兆の虔禱遂
 に其效なく、明治四十五年七月三十日龍馭登遐、忽ち人
 天を隔て給ひぬ、何物か之に比ぶべきものなき甚深な
 る悲哀は、恰く國土を蔽ひて天日爲に黯く、普天の下率

土の濱蒼生皆愕然として色を失した、地を搶き天を
仰いで、涕涙の滂沱たるのみ、嗚呼悲哉。
恭しく惟みるに先帝陛下は申すも畏けれど、乃ち神
乃ち聖至仁至勇にましく、國論紛糾社稷存亡の秋、
御弱齡にして皇統を繼がせられ、御叡明の資を以て維
新中興の偉業を行はせ給ふ、爾來陛下には躬行精勵
以て萬機を御總覽あらせられ、内治を振刷し外交を伸
張し給ふ、教育の詔は祖訓を紹きて、國體の精華を極め
給ひ、立憲の制は民意を容れ、臣民の自由を保明し給ひ、
以て蒼生を綏撫せらる。文教茲に普く武備爰に整ひ、庶

績咸熙りて國運日に月に進む、就中日清日露の兩役に
際し、威徳愈高く稜威益揚る、その盛徳鴻業萬民俱に仰
ぎ列邦與に視る、寔に曠古未だ曾て有らざる所なり。
謹て按ずるに先帝陛下には第二の神武帝として、
宇を拓き疆を開き、遠きを柔け近きを善くし、恩威並施
し給ふ、聖徳神功遙かに百王に軼ぎ、鴻猷駿烈倫比すべ
きある無し、以て至治に臻り、萬民永く頼りて共に太平
を樂まむとせしに、悲しき哉、御宇四十有五年、六旬の佳
節も未だ祝ひ奉らざる先きに、上天ましく、ぬ然りと
雖も陛下の御盛徳と御偉業とは百世不磨千載不滅、

天地日月と共に窮りなかるべし、茲に叡聖文武なる
新天皇陛下には成典に恪遵して、神器を紹承あらせら
れ、我が大日本帝國萬世一系の帝祚を踐ませ給ひ、以て
先帝陛下の御遺志を繼がせらる。帝國臣民たる者愈
億兆心を一にして、各忠勤を 今上天皇陛下に奉り、以
て臣民の本分を盡し、厚恩の萬一に報いん事を期すべ
し。吾人草莽の微臣、猝かに御大喪に偶ひ、次いで 新天
皇陛下の御踐祚を迎へ、哀感交迫り、慟天哭地、愁思綿々
として復多く云ふ所を知らず、涙を灑ぎて詞を連ね、虔
んで赤誠を披瀝し、蕪辭以て微意を表す。

○告示

天皇陛下今三十日午前零時四十三分崩御アラセラル
明治四十五年七月三十日

(官報全文)

宮内大臣 伯爵渡邊千秋
内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

○宮廷錄事

○天皇陛下御容體 昨二十九日午後八時頃ヨリ御病狀漸次増悪シ同十時頃ニ
至リ御脈次第ニ微弱ニ陥ラセラレ御呼吸ハ益々淺薄ト爲リ御昏睡ノ御狀態ハ
依然御持續アラセラレ終ニ今三十日午前零時四十三分心臟麻痺ニ因リ崩御ア
ラセラル洵ニ恐懼ノ至ニ堪ヘス(岡侍醫頭青山東京帝國大學醫科大學教授三
浦東京帝國大學醫科大學教授西郷侍醫、相磯侍醫、森永侍醫、田澤敬輿侍醫、
樫田龜一郎侍醫、高田壽拜診)

二 御系譜

第一百二十代

孝明天皇

順子内親王

母藤原夙子、左大臣尙忠女、嘉永三年十一月四日御生誕、同五年六月十七日薨去

皇子

母藤原仲子、權大納言俊明女、嘉永三年十二月十七日御生誕、翌日夭

第一百二十一代

明治天皇

睦仁、母藤原夙子、實從一位忠能女慶子所生、嘉永五年九月二十二日(陽曆十一月三日)御生誕、稱祐宮、萬延元年九月二十八日立親王、慶應三年正月九日踐祚、明治元年八月二十七日(陽曆十月十二日)即位、明治四十五年七月三十日崩御

皇女

母藤原夙子、安政五年六月十二日御生誕、稱富貴宮、同六年八月二日薨去

皇女

母藤原紀子、權中納言康親女、安政六年三月二十二日御生誕、稱壽滿宮、文久元年五月一日薨去

皇女

母同、文久元年十月八日御生誕、稱理宮、同二年八月十日薨去

稚瑞照彦命

明治六年九月薨去、第一皇子

三品敬仁親王

明治十一年七月薨去、第二皇子

第一百二十二代

今上天皇

嘉仁、第三皇子、明治十二年八月卅一日御生誕、明治二十年八月卅一日東宮宣下、明治二十二年十一月三日立太子、明治三十三年五月十日御成婚、明治四十五年七月三十日踐祚

猷仁親王

明治二十一年十一月薨去、第四皇子

輝仁親王

明治二十七年八月薨去、第五皇子

稚高依姬命

明治六年十一月薨去、第一皇女

薰子内親王

明治九年六月薨去、第二皇女

韶子内親王

明治十六年九月薨去、第三皇女

章子内親王

明治十六年九月薨去、第四皇女

靜子内親王

明治二十年四月薨去、第五皇女

竹田宮恒久王妃昌子内親王

明治廿一年九月三十日御生誕、第六皇女

北白川宮成久王妃房子内親王

明治廿三年一月廿八日御生誕、第七皇女

朝香宮鳩彦王妃允子内親王 明治廿四年八月七日御生誕、第八皇女
 泰宮聽子内親王 明治二十九年五月十一日御生誕、第九皇女
 多喜子内親王 明治三十二年一月薨去、第十皇女

三 皇位御繼承

一 皇位御繼承の性質

恭しく按ずるに大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治し給ふ、
 天皇は統治權の主體に在します、而して天皇の御地位即ち皇位は自
 然の御人體を以て充たさるゝものなり、この自然の御人體は御崩御と
 云ふ事實を免るゝこと能はず人に不死の壽なし之れを以て其皇位に
 在します所の自然の御人體の御變更と云ふことは到底避くべからざ
 る御事なり、其自然の御人體の御變更を皇位御繼承と稱し奉る、然れど
 も之れに付き特に注意を要すべきことは皇位に在します所の自然の
 御人體御變更相成るも決して皇位其ものに御變更を及ぼされざるこ

とにして如何に屢々其自然の御人體は御變更あらせらるゝも皇位なるものは過去現在及び將來を通じて一位を爲さるゝものなること之れなり是れ君主は死することなしとの法律上の諺ある所以なり。

皇位の御繼承は彼の家督相續と全く其性質を異にするものなり即ち家督相續は家督を譲り渡し及び譲り受くるの觀念に基くものなりと雖も皇位の御繼承は此觀念に基くものにあらざるなり蓋し天皇崩御せらるゝ時は其の瞬間に於て御繼承の御順序に當らせらるゝ御方が皇位に即かせ給ふものにして従つて天皇と成らせらるゝ御方が前代天皇の御崩御の事實を御存知相成ると否らざるとを問はざるなり。

又家督相續の場合と異りて皇位御繼承に於ては次代の天皇が皇位を前代の天皇より譲り受けさせらるゝものにあらざるを以て皇位

御繼承の時に際し御繼承の御順序に在します御方が其御繼承を拒ませらるゝことを得ざるなり何となれば前代の天皇の御崩御と共に御繼承の御順序に當らせらるゝ御方は最早天皇と成らせらるゝを以て御繼承を御辭退遊ばさるゝの餘地毫も存せざればなり。

我が歴史上仁賢天皇が御皇兄に在しまして且つ皇太子に在しましたるにかゝはらず顯宗皇帝に御位を譲られ先づ天皇となさせ給ひしが如き事例は今日の皇位御繼承の理論に合はざるものにして將來再び見るべき事例にあらざるなり。

又皇位御繼承は御繼承の順序に當らせらるゝ御方法の當然の結果として御繼承遊ばさるゝものなるを以て御自身の御利益御便宜の爲めにこれを譲り受けらるゝの觀念を容れざるなり従つて御繼承の御順序に當らせらるゝ御方御自身の御存知なき間若くは御自身の御同意

なくして御繼承の順序を御變更せさせられ給ふも既に得られし權利を以て御不服を述べらるゝことを得ざるものとす之れ家督相續の場合と其趣きを異にする所以なり。

二 皇位御繼承の開始原因

皇位の御繼承は 天皇の御崩御に因るの外他の事由によりて開始せらるゝことなし我が皇室典範に於ては一旦天皇と成られたる御方御崩御の外に於て其御位を去らせられざることを前提となせり即ち太皇太后の御存在を認むるも太上皇なる御方の御存在を認めざるに依りて 天皇御崩御の外に踐祚の御事なきこと誠に明なり我が歴史に徴すれば 天皇御在世の間に御位を譲られたる先例稀ならずと雖もこれ種種の御事情の然らしめたるものにして我が皇室典範の上より

するときは讓位の如きは決して認むべからざるなり。

三 御踐祚

○宮廷録事

踐祚ニ付キ今三十日午前一時掌典長ヲシテ 賢所ニ祭典ヲ行ハシメ 皇靈殿 神殿ニ奉告セシメラシ同時宮中ニ於テ 劔璽渡御ノ儀ヲ行ハセラレタリ

○踐祚第二日御祭典 踐祚ニ付キ去月三十一日午前九時 賢所第二日御祭典ヲ行ハセラレタリ

○踐祚第三日御祭典 踐祚ニ付キ昨日午前九時 賢所第三日御祭典ヲ行ハセラレタリ

今御踐祚式の御模様を承はるに同時刻御殿の裝飾を奉仕し御屏を開き神
饌を供へ奉り次で岩倉掌典長は恭しく祝詞を奏し次に内掌典の奉仕にて
御鈴の儀あり次で岩倉掌典長は衣冠の服装にて 天皇陛下の御代拜を宮
地掌典は皇后陛下の御代拜を奉仕し之にて神饌を撤し御屏を閉ぢ參列員
退下したるが皇靈殿においても亦御同様の御式により奉告の儀ありたる
が三十一日及び八月一日の兩日も亦引續き賢所に於て同様の御祭典を行
はせられたりと

一 御踐祚の意義

天皇崩御せらるゝときは皇太子皇太孫親王若くは諸王皇位を御繼承
遊ばさる、これを天津日嗣志良須と云ふ、即ち御踐祚なり、而して皇位御
繼承は先帝御崩御の瞬間に於て御繼承の效力を發せらるゝものなり、
これ皇室典範第十條に「天皇崩スル時ハ皇嗣即チ踐祚シ」とある所以な

り、其結果として皇位を御繼承遊ばさるゝ御方は先帝御崩御の瞬間に
於て皇位御繼承の資格を有せられざるべからず、從て胎中に在します
皇子は皇位御繼承の資格なきなり、我が歴史上記されたる胎中天皇應
神天皇の如きは今後生ずることなしとす、又御繼承者は御踐祚の後
我が君主の尊號たる 天皇の御敬稱を用ひさせらるゝものなり、我が
歴史上天智天皇は御繼承後尙ほ皇太子と稱し第七年目に初めて 天
皇と稱したるが如き又持統天皇も御踐祚の後仍ほ皇后と稱し第四年
目に至り初めて 天皇と稱したる如き又元明天皇も最初は皇女と稱
し二ヶ月目に至り初めて 天皇と稱したる如き異例ありと雖も、今後
はかゝることなし、蓋し之れ等の例の生したる時代にありては即位式
を擧ぐる時を以て御繼承あらせられたるものと解し、其時初めて 天
皇と稱するものなりと考へたるの謬りより來りたるものなりと信ず。

今度陛下龍馭登遐ましましてより畏くも皇子に在します皇太子
嘉仁親王殿下には我が大日本帝國萬世一系の皇位を踐み給へり。

二 三種の神器

三種の神器は元と天照大御神始めて皇孫瓊々杵尊に賜ふ所のもの
にして歴代の天皇これを相承け以て護身の御器となさるゝを以て踐
祚の日群臣必ずこれを天皇に献じ以て萬世を祝すること上古以來の
御恒典なり古來之れを以て御踐祚の要件となし神器を有し給はざる
ときは正統の天皇にあらずと觀念せり、南北朝時代に北朝が如何に
神器を得んとして苦心せしかを見ても明かなり然れども神器を有し
給はざれば天皇にあらずと解するは誤りなり皇室典範第十條には
天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ受クと規定せり、こは

御崩御と同時に天皇とならせらるゝの義なり 天皇とならせられ
たる後に於て神器を承けさせらるゝなり、神器を承け給ひて始めて
天皇とならせらるゝにはあらざるなり、我が歴史上後鳥羽天皇の如き
三種の神器なくして皇位を御繼承あらせられ而もその御繼承は有效
と認めさせられたる例あり、要するに神器を承けさせらるゝことは皇
位御繼承の必要條件にあらざるなり。
恭しく惟みるに新天皇陛下は踐祚の御式と同時に劔璽渡御式を擧げ
させられたり

今其御模樣を承るに山縣樞相、松方、井上各大勳位、西園寺首相、伊東、奥、井上各
元帥、齋藤海相、上原陸相、牧野農相、内田外相、原内相、長谷場文相、松田法相、山本
藏相、林遞相、各大臣便殿に班列したるが服装は孰れも咄嗟の場合とて通常
服にて 新天皇陛下には渡邊宮内大臣、戸田式部長官の前行、徳大寺侍從長、
中村侍從武官長以下侍從武官、侍從之に扈從し貞愛親王、載仁親王、依仁親王、

博恭王、邦彦王、多嘉王、守正王、鳩彦王、稔彦王、成久王、恒久王各殿下供奉にて出御、御椅子に着御あらせられ次で劔璽渡御(侍従奉仕)國璽御璽(内大臣秘書官捧持)之に従ひ伊藤式部次官前行し侍従武官扈從し奉るや徳大寺内大臣御璽を陛下の御前の案上に奉安し引續き劔璽を御前の案上に奉安し畢て陛下には参列各員の最敬禮中に入御あらせられ内大臣國璽御璽を奉じて退下し茲に劔璽渡御の式を終らせられたりと

三 御即位式

恭しく按ずるに我が國の歴史上神武天皇より齊明天皇に至る三十七代の間は御即位の式を特に擧させられたることなし、天智天皇に至り御即位の禮を行はせらるゝを歴代の例とせられしも、其御式は即日行はせらるゝあり或は歲月を経て之を行はせらるゝありて其時日雷に一定

せざるのみならず仲恭天皇の如きは全く之を行はさせられざりし例なきにあらす然し法の原理より見れば御繼承は先帝御崩御の瞬間に其効力を發せらるゝものなるを以て、即位の式を行はせらるゝと否と又即日に行はせらるゝと歲月を経て行はせらるゝとは御踐祚の効力に何等の影響なきものと云はざるべからず。

伏して惟みるに 新天皇陛下は七月三十日踐祚の御式を擧げさせられたりしが即位の御式に至りては皇室典範第十一條登極令第四條に依り秋冬の間に京都に於て之を行はせらるべく尙ほ登極令第十八條に依れば諒闇中ハ即位ノ禮ヲ行ハスとあるを以て一年の御大喪を訖らせられたる後舉行の御運びに至るべし。

尙ほ茲に一言すべきは大嘗祭のこと之れなり、皇室典範第十一條登極令第四條に依り秋冬の間に京都に於て即位の禮を訖らせられたる後

次いで之れを舉行せらるゝことゝなるべし。

大嘗祭とは天皇御位に即き給ひて天祖を始め奉り天神地祇を祭らせ給ふ大禮にして其由來最も久し古は大嘗又は新嘗とも云ひて其區別あらざりしが天武天皇紀元千三百三十三年以來代毎に行ふを大嘗とし年毎に行ふを新嘗とす大寶の制七月以前に即位すれば當年事を行ひ八月以後は明年事を行ふ其日は十一月下卯を用ふ凡散齋一月致齋三日其供神の大幣は九月より治めて三月の内に造り了らしめ其祭儀は悠紀、主基の國司専ら之を行ふ悠紀は天神を祀り主基は地祇を祭る者なり延喜以來古風漸く變じ武家政を恣にするに至りては空しく虚禮を守るに過ぎずされど後花園天皇永享二年迄は其形計りも行はれしも後土御門院の御宇の初め兵亂に依りて行はれず爾來中絶して二百二十二年を經東山院貞享四年に至り徳川氏の奏に因りて再興せられたるを中御門院即位の初また故ありて行はれず櫻町天元文三年貞享を降る凡そ五十餘年にして復再興せられたり維新後明治四年詔ありて舉行せらる其儀古に比して甚た簡なりしなり(萩野小中村日本制度通第一卷一一一一一)

四 御空位

皇室典範御制定以前にありても皇位御繼承の御資格及び御順序につき略ぼ一定する所なきにあらざるも皇室典範の如く正確且つ明瞭に定めさせられざるを以て前帝御崩御の後御繼承者未だ確定せず、たみに新帝の御踐祚に至るまで事實上御空位を生じたること少なからざるなり、其の著しき例は

- 御空位 三年九ヶ月二十六日 之は(神武天皇の崩御に至る間)
 - 御空位 二年十ヶ月十七日 之は(應神天皇の崩御に至る間)
 - 御空位 十一ヶ月十四日 之は(清寧天皇の崩御に至る間)
 - 御空位 九ヶ月二十六日 之は(推古天皇の崩御に至る間)
- 然し皇室典範に於て皇位御繼承の御資格要件を定められ又其御資格

を有せらるゝ御方の中につき御繼承の順序を明に定められたるにより、當に法理上御繼承の間に一瞬間たりとも空位を生ぜざるのみならず、事實上も將來決して空位を生ずることなきなり。恭しく惟みるに先帝御崩御と新帝御踐祚との間に一瞬時たりとも空位を生ぜざること昭として明かなり。

四 皇位繼承御資格の要件及び御順序

我が國に於ては皇位御繼承御資格の要件は憲法及び皇室典範に於て定めらる、今之等の規定に依るときは、

第一 皇統に屬すること。

皇位の御繼承は天照大神の御詔命に従ひ天照大神の子孫之を相承けさせらるゝを以て萬世不易の法とせらる、稱徳天皇の御宇に道鏡

を皇太子に立つるの議あるに當り、清鷹宇佐八幡宮の御神託を復命して我が國家は開闢以來君臣の分定まれり、臣を以て君となす未だこれあらず、天津日嗣は必ず皇儲を立つべしとありたるが如きは、即ちこれを證するものなり。こゝに皇統とは直系に屬することを要せざれども、血統上の子孫たることを要するものなり、是皇室典範第五十八條に「皇位繼承ノ順序ハ總テ實系ニ依ル現在皇養子皇猶子又ハ他ノ繼嗣タルノ故ヲ以テ之ヲ混スルコトナシ」とある所以なり、而して苟くも血統上の子孫たる以上は嫡出たると庶出たるとを問はざるものにして、皇室典範第四條に「皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル」と規定し、唯先後の區別あるも庶出も嫡出と均しく御繼承の資格あるものとせられたり。

第二 男系の男子なること、

我が國にては女系の御方が皇位を御繼承遊ばされたる例なしと雖も歴史に女帝の例なきにあらざるなり推古天皇、皇極天皇、持統天皇、元明天皇、元正天皇、孝謙天皇、明正天皇、後櫻町天皇之なり併しながら皇位は男子これを御繼承遊ばさるゝを我が恒典となすに依り女子のこれを御繼承遊ばさるゝ如きは誠に事故の已を得ざるものありたるが爲めなるべし。

第三 皇族たること、

皇室典範第七條に「皇伯叔父及其子孫皆在ラサルトキハ其以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ」とあるにより親王たると諸王たるとを問はず皇族にあらざれば御繼承の御資格なきなり。

第四 身體上及精神上御缺點あるが爲め御繼承の順序を變更せられ

たる御方にあらざること、

皇室典範第九條には「皇嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得」とありて、身體又は精神の御缺點の重大なると其御缺點不治なるとの二條件を具備せらるゝときは御繼承の資格を失はるゝものとせられたり故に一時の御過失或は御疾病を理由として御順序を換ふることを得ざるなり然れども第九條の場合には當然其御資格を失はるゝものにあらず御繼承の順序を御變更相成りて始めて其御資格を失はせらるゝものなり又皇嗣とあるに依り天皇崩御せられ一旦皇位に即かせられたる以上は第九條を適用することを得ざるは勿論なり。

次に我が皇室典範に基き皇位御繼承の順序の大要を述べるときは、

第一 直系を先にして傍系を後にせらるゝものなり(皇室典範第五條第六條第)
 第二 同等親の間に於ては御年長者を先にせらるゝものなり(皇室典範第八條)
 第三 直系なくして傍系者に御繼承の順序移らせらるゝときは最近親の御方をして御繼承せしめらるゝものなり(皇室典範第七條)
 恭しく惟るに 今上天皇陛下は以上の諸要件を具備せられ正當の御順序に依りて皇位を御繼承遊ばされたること誠に明なり

五 改 元

○ 詔 書

(官報全文)

朕菲德ヲ以テ大統ヲ承ケ祖宗ノ靈ニ誥ケテ萬機ノ政ヲ行フ茲ニ

先帝ノ定制ニ遵ヒ明治四十五年七月三十日以後ヲ改メテ大正元年ト爲ス主者施行セヨ

御 名 御 璽

明治四十五年七月三十日

内閣總理大臣	侯爵	西園寺公望
海軍大臣	男爵	齋藤實
遞信大臣	伯爵	林董
司法大臣		松田正久
内務大臣		原敬
外務大臣	子爵	内田康哉
農商務大臣	男爵	牧野伸顯
文部大臣		長谷場純孝

大藏大臣 山本達雄
陸軍大臣 上原勇作

改元の意義及び由来

天皇御踐祚の後元號を建てさせられ一世の間に再び改めざることを明治元年の御制定に従はる、之れ皇室典範第十二條に明に定めらるゝ所なり、抑も元を建つるは孝徳天皇紀元千三百五年に始まる、天皇の御宇已に大化白雉の二元あり爾後歴代の天皇の多く在位中に元を改むるを例とし特に後花園天皇の御宇には永享に始まり寛正に到り之を改むること前後八回に及びり王政維新なるに及び制を立て、一世の間之を改めざることを定められたり、
新天皇陛下には登極令第二條に依り御踐祚の後直ちに樞密

顧問の御諮詢を経させ給ひ元號明治を改めて大正と勅定せられ詔書を以て之を公布せられたり。

茲に一言せんに大正なる元號の出處は公羊傳及易經より選ばれたる者なるべし、最初豫選せられたる元號は大正の外に大興、興化等ありしも遂に大正と決せられたりと而して「大正」は年號として最も當を得たる者にして公羊傳には「君子大居正」とあり易經には「大亨以正天道也」とあり何れも元號の出處として不可あるべきにあらず、人或は此の上象傳には「剛中而應、大亨以正、天之道也」の下に「至于八月有凶、消不久也」とあるを不祥なりと云ふ者あらばそは未だ達せざるの説にして八月必ず凶なりと云ふにあらず、陽の消すること久しからずとの意にて或は凶あるも知れざれば之を戒めよと云ふなり、決して不祥と云ふべきにあらず、无妄の卦には「剛中而應、大亨以正、天之命也」とありて臨の卦の「剛中

而應は臣下を指せるものなるも此は九五の位にして即ち王者を指せるものなれば前者に比して更に重きをなせるものと考へらる、而して更に最も良句なりと思はるゝは大畜に剛健篤實輝光。日新其德。剛上而尚賢。能止律。大正也」とあり、是は最も時勢に適せるものなり、剛健は天の德、篤實は山の德にして、光輝赫々として日に其の德を新にすとあり、赫々の盛徳を含蓄したるの意義にして、聖徳無邊と云ふべし、而して日に其の德を新にするは社會の進歩即ち日進月歩を示せるものにして、尙又剛上にして賢を尙ぶ能く律を止む大正也とあり、賢良を擧げて政治を輔翼し、百般事物の發展を期し、而も能く律を止むとありて、漫に其の律に頼りて、縦横邁進是事とするにあらず、其の時勢と程度とを慮り、宜しきに從ひて之を調節するは、大正なり、前者に比すれば、此の大畜の大正こそ最も時勢に適したるものと考ふ。

六 朝見の儀

○ 明宮廷録事

踐祚後朝見ノ儀

七月三十一日午前十時文武高官有爵者優遇者朝集所ニ參集ス

但シ服装男子ハ大禮服正裝正服服制ナキ者ハ通常禮服女子ハ通

常服關係諸員亦同シ

次ニ式部官前導諸員正殿ニ參進本位ニ就ク

次ニ式部官警蹕ヲ稱フ

次ニ天皇裝御正出御ニ著御子

式部長官宮内大臣前行シ侍從 劍璽ヲ奉シ侍從長侍從侍從武官

長侍從武官御後ニ候シ親王王妃供奉ス

次ニ皇后常服通出御ニ著御子

皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ親王妃王妃供奉ス

次ニ勅語アリ

次ニ内閣總理大臣御前ニ參進奉對ス
次ニ天皇 皇后入御
供奉警蹕出御ノ時ノ如シ

次ニ各退下

勅語竝奉答 今三十一日午前十時宮中ニ於テ踐祚後朝見ノ儀ヲ行ハ
レ左ノ勅語アラセラレ

朕俄ニ大喪ニ遭ヒ哀痛極リ罔シ但タ皇位一日モ曠
クスヘカラス國政須臾モ廢スヘカラサルヲ以テ朕
ハ茲ニ踐祚ノ式ヲ行ヘリ
顧フニ先帝睿明ノ資ヲ以テ維新ノ運ニ膺リ萬機ノ
政ヲ親ラシ内治ヲ振刷シ外交ヲ伸張シ大憲ヲ制シ
テ祖訓ヲ昭ニシ典禮ヲ頒テ蒼生ヲ撫ス文教茲ニ敷
キ武備爰ニ整ヒ庶績咸熙リ國威維揚ル其ノ盛德鴻

業萬民具ニ仰キ列邦共ニ視ル寔ニ前古未タ曾テ有
ラサル所ナリ

朕今萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ統治ノ大權ヲ繼承ス祖
宗ノ宏謨ニ遵ヒ憲法ノ條章ニ由リ之レカ行使ヲ愆
ルコト無ク以テ先帝ノ遺業ヲ失墜セサランコトヲ
期ス有司須ラク先帝ニ盡シタル所ヲ以テ朕ニ事ヘ
臣民亦和衷協同シテ忠誠ヲ致スヘシ爾等克ク朕力
意ヲ體シ朕力事ヲ獎順セヨ

尋テ内閣總理大臣左ノ通奉答セリ

臣公望誠惶誠恐伏シテ言ウス

大行天皇奄ニ登遐アラセラレ臣民憂懼措ク所ヲ知ラス今

叡聖文武ナル 天皇陛下大統ヲ承ケサセラレ茲ニ彝訓ヲ垂レ給フ
 聖猷遠ク慮リ睿圖遺スナク上ハ
 先帝ノ鴻業ヲ續キテ憲法ノ條章ニ循ヒ下ハ億兆ノ和協ヲ獎メテ忠
 誠ノ至情ヲ輸サシメ以テ
 祖宗ノ休光ヲ無窮ニ發揚セムトシ給フ是レ寔ニ宇内ノ齊ク仰ク所
 ニシテ臣庶ノ永ク賴ル所ナリ臣等
 聖勅ヲ拜シ感激ノ至ニ勝ヘス今ヨリ後益々匪躬ノ節ヲ效シ夙夜淬
 礪邦家ノ進運ヲ扶翊シ以テ
 聖旨ニ答ヘ奉ラムコトヲ誓フ臣公望誠惶誠恐頓首謹ミテ奏ス

(官報全文、勅語は官報には今一段小さき文字、五號を用ひ又ふり假名
 なきも特に四號活字を用ひ且ふり假名を附することとせり)

今朝見式の御模様を記し奉るに、

天皇陛下には三十一日午前十時宮中正殿に出御朝見式を行はせられ
 山縣樞相、松方、井上兩元老、東郷海軍大將、西園寺首相、伊東、奥、井上各元帥、寺
 内總督、齋藤、原、内田、長谷場、松田、牧野、山本、上原、林各大臣、大隈、土方、田中、板垣
 山本、平田、大浦各大臣待遇、長谷川、乃木、川村、大島、大久保、上田、片岡、上村、伊集

院各陸海軍大將、芳川樞府副議長、青木、濱尾、福岡、北垣、金子、周布、清浦、九鬼、船
 越、河瀬、細川、末松、金子、伊東、蜂須賀、南部、中牟田、加藤、三浦、菊池、顧問官、元田拓
 殖局總裁、福島關東都督、山脇行政裁判所長官、横田大審院長、鍋島宮中顧問
 官、徳川、三條、九條、二條、島津、近衛、鷹司、岩倉各公爵、久我宗秩、察總裁、南内閣書
 記官長、岡野法制局長官、貴衆兩院議長、木越第一師團長以下文武官は大禮
 服又は正裝正服にて婦人は通常服を着用して參内孰れも控席に着き同
 十時式部官の誘導により朝集所に參集せりかくて 天皇陛下には大元
 帥の御正裝に大勳位菊花大綬章其他の勳章を御併佩波多野侍從長御陪
 乘 皇后陛下御同列齒簾蕭々宮城二重橋正門より入りせられ御車寄に
 て御降車御座所に入御間もなく式部官の警蹕により戸田式部長官渡邊
 宮相の前行にて侍從劍璽を奉じ侍從長、侍從、侍從武官長、侍從武官扈從し、
 伏見宮貞愛親王、閑院宮載仁親王、東伏見宮依仁親王、伏見若宮博恭王、久邇
 宮邦彥王、同多嘉王、梨本宮守正王、朝香宮鳩彦王、東久邇宮稔彦王、北白川宮
 成久王、竹田宮恒久王、各殿下供奉次に 皇后陛下には御中禮服にて一條
 皇后宮大夫心得前行し女官其御後に隨ひ載仁親王妃智惠子、邦彦王妃俱
 子、守正王妃伊都子、成久王妃房子、内親王、恒久王妃昌子、内親王各殿下供奉
 して鳳凰の間に御宮内省親勅任官一同拜謁仰付られ次で正殿へと出
 御遊ばさる此時正殿に參集せる山縣樞相、松方、井上兩元老、西園寺首相、各

國務大臣以下文武百官最敬禮を表したるに 兩陛下には御會釋を賜ひ
次で 天皇陛下より優渥なる勅語を賜ひ之に對し西園寺首相は恭しく
御前に進み奉答文を捧讀し畢つて兩陛下には參列員の最敬禮中に入御
遊ばされ次で各員退出茲に 新帝踐祚後の朝見式は日出度終らせられ
たりと

七 皇太子皇太孫

恭しく按ずるに我が歴史上皇太子には皇子を立つることを例とせし
かども種々の事情に依り必ずしも然るにあらざるなり或は皇女を皇
太子とせしことあり聖武天皇の孝謙天皇に於けるが如し或は皇孫を
皇太子とせられしことあり持統天皇の文武天皇に於けるが如し或は
皇弟を皇太子と稱せしことあり後冷泉天皇の後三條天皇に於けるが如
し或は皇兄を皇太子と稱せしことあり顯宗天皇の仁賢天皇に於ける
が如し要するに皇太子なる文字は後には單に儲嗣と云ふ義に用ひら

れたるなり然るに皇室典範第十五條には「儲嗣タル皇子ヲ皇太子トス
皇太子在ラサルトキハ儲嗣タル皇孫ヲ以テ皇太孫トス」と規定し以て
皇太子の名義を明かにせられたり、天皇御弱齡なるも皇位を御繼承
遊ばさるゝに妨げざるが如く皇太子皇太孫とならせらるゝにも御年
齡の如何を問はざるなり安徳天皇仲恭天皇御深草天皇等が御誕生後
數十日にして太子に立ち給ひし例は今後と雖も固より生じ得べきこ
となり。

皇室典範第十六條に依り皇太子皇太孫を立てらるゝときは詔書を以
て之を公布せらるべきものなり然りと雖も其公布の結果は皇室典範
に定めらるゝ所の皇位御繼承の順序に何等の影響を及ぼすものにあ
らず故伊藤公の著憲法義解に皇嗣の地位は立坊の儀に依り始めて定
まるにあらず而して立坊の儀は之に由て以て臣民の瞻望を饜かしむ

るものなりと説明したるは其當を得たるものにして、たとひ或る皇子が皇太子と選定せらるゝも其後に至り其皇子に先ちて御繼承せらるべき皇子を生じたるときは其皇子が皇太子を超へて御繼承遊ばさるべきものなり、併し立坊の結果として左の事項を注意せざるべからず

第一 皇太子皇太孫として公布せられたるときは天皇と同じく満十八歳を以て御成年に達せらる。

第二 攝政の順序に當らせらるゝ御方未成年なるか若くは故障ありたるが爲め其次の順序に當らせらるゝ御方攝政とならせられたる場合に於て皇太子皇太孫に限り其御成年に達し若くは御故障より除かせ給ひたる場合に攝政の地位を御自身に譲らせ給ふことを得

(皇室典範第二十四條)

畏くも第一皇孫迪宮裕仁親王殿下には七月三十日より皇太子殿下と

ならせられたり、立太子式は殿下の御成年(御十八歳)に達せられたるときを以て行はせらるべし。
皇太子皇太孫を立てさせらるゝの禮は立儲令に規定あり、参照せらるべし。

八 立 后

畏くも皇太子嘉仁親王殿下皇位を御繼承遊ばされたるを以て同妃節子殿下には皇后陛下と稱し奉る(皇室典範第十六條第十七條)

九 皇太后敬稱

新帝御踐祚遊ばされたるを以て、先皇后陛下の御敬稱は皇太后陛下と稱し奉る。

十聖勅

大正元年七月三十一日 天皇陛下には齋藤海軍大臣及び上原陸軍大臣を宮中に召され陸海軍人に左の勅語を賜へり。

朕茲ニ大統ヲ嗣キ列聖ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ムニ方リ特ニ朕カ親愛スル陸海軍人ニ告ク惟フニ皇考曩ニ汝等ニ軍人ノ精神五ヶ條ヲ訓諭シ一誠ヲ以テ之ヲ貫ヌクヘキヲ示シ賜ヘリ汝等軍人ハ夙夜此聖訓ヲ奉體シ累次ノ征戰ヲ經國威ヲ宣揚シ皇基ヲ恢弘シ以テ曠古ノ偉績ヲ翼成シタリ朕ハ朕カ統率スル所ノ軍隊ハ卽是皇考慈育愛撫シ給ヒタル處ノ軍隊ナルヲ念ヒ汝等軍人ノ忠勇ニ倍倚シ皇考ノ遺業ヲ紹述シ倍々皇國ノ光威ヲ顯彰シ億兆ノ福祉ヲ増進セン事ヲ冀フ汝等軍人ハ皇考ノ遺訓ニ由リ以テ直ニ之ヲ朕カ躬ニ効シ愈奉公ノ志ヲ鞏クシ思索ノ選ヲ慎ミ宇内ノ大勢ニ鑑ミ時世ノ進運ニ伴ヒ拮据勵精各其本分ヲ竭シ朕カ股肱タルノ實ヲ舉ケ以テ皇謨ヲ扶翼センコトヲ期セヨ

○宮廷錄事

(官報全文)

勅語 今十三日午前十一時貞愛親王殿下ヲ御前ニ召シ左ノ勅語ヲ賜ヒ

卿累世ノ懿親ヲ以テ多年力ヲ國家ニ致シ德望共ニ隆シ朕粹ニ大喪ニ遭ヒ菲徳ヲ以テ大統ヲ繼キ夙夜淬勵先帝ノ遺徳ヲ宣揚セムコトヲ期ス卿宜シク師佐スル所アリ以テ朕カ志ヲ成就セシムヘシ

又威仁親王殿下ニモ同様勅語アリ尋テ大勳位公爵山縣有朋大勳位公爵大山巖大勳位侯爵松方正義大勳位侯爵井上馨大勳位公爵桂太郎ヲ御前ニ召シ各々左ノ勅語ヲ賜ヒ

朕粹ニ大統ヲ承ケ夙夜兢兢ハサラムコトヲ懼ル卿多年先帝ニ奉事シ親シク聖旨ヲ承ク朕今先帝ノ遺業ヲ繼クニ當テ復卿ノ匡補ニ須ツモノ多シ卿宜シク朕カ意ヲ體シ朕カ業ヲ輔クル所アルヘシ

内閣總理大臣侯爵西園寺公望ヲ御前ニ召シ左ノ勅語ヲ賜ハリタリ朕新ニ大統ヲ繼キ内外多事ノ日ニ方リ夙夜憂慮先帝ノ遺業ヲ曠クセサラムコトヲ思フ宮中府中宜シク協力相裨補シ以テ朕カ事ヲ贊襄スヘシ卿輔國ノ任ニ膺リ克ク此意ヲ體シ諸大臣ニ傳フル所アレ

四 參照法規

● 皇室典範

詔 勅

(明治二十二年二月十一日)

天佑ヲ享有シタル我カ日本帝國ノ寶祚ハ萬世一統歷代繼承シ以テ朕カ躬ニ至ル惟フニ祖宗肇國ノ初大憲一タヒ定マリ昭ナルコト日星ノ如シ今ノ時ニ當リ宜ク遺訓ヲ明徴ニシ皇家ノ成典ヲ制立シ以テ丕基ヲ永遠ニ鞏固ニスヘシ茲ニ樞密顧問ノ諮詢ヲ經皇室典範ヲ裁定シ朕カ後嗣及子孫ヲシテ遵守スル所アラシム

皇室典範

第一章 皇位繼承

第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス

第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ

第三條 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ傳フ皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス

第四條 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル

第五條 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ

第六條 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ

第七條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ

第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス

第九條 皇嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第二章 踐祚即位

第十條 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク
 第十一條 即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ
 第十二條 踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ

第二章 成年立后立太子

第十三條 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年ヲ以テ成年トス
 第十四條 前條ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以テ成年トス
 第十五條 儲嗣タル皇子ヲ皇太子トス皇太子在ラサルトキハ儲嗣タル皇孫ヲ皇太孫トス
 第十六條 皇后皇太子皇太孫ヲ立ツルトキハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

第四章 敬稱

第十七條 天皇太皇太后皇太后皇后ノ敬稱ハ陛下トス
 第十八條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王妃内親王王妃女王ノ敬稱ハ殿下トス

第五章 攝政

第十九條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク
 天皇久キニ亘ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク
 第二十條 攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ任ス
 第二十一條 皇太子皇太孫在ラサルカ又ハ未タ成年ニ達セサルトキハ左ノ順序ニ依リ攝政ニ任ス
 第一 親王及王
 第二 皇后
 第三 皇太后
 第四 太皇太后
 第五 内親王及女王
 第二十二條 皇族男子ノ攝政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序ニ從フ其ノ女子ニ於ケルモ亦之ニ準ス
 第二十三條 皇族女子ノ攝政ニ任スルハ其ノ配偶アラサル者ニ限ル
 第二十四條 最近親ノ皇族未タ成年ニ達セサルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ他ノ皇族攝政ニ任シタルトキハ後來最近親ノ皇族成年ニ達

シ又ハ其ノ事故既ニ除クト雖皇太子及皇太孫ニ對スルノ外其ノ任ヲ讓ルコトナシ

第二十五條 攝政又ハ攝政タルヘキ者精神若ハ身體ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ其ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第六章 太傅

第二十六條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ太傅ヲ置キ保育ヲ掌ラシム

第二十七條 先帝遺命ヲ以テ太傅ヲ任セサリシトキハ攝政ヨリ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ之ヲ選任ス

第二十八條 太傅ハ攝政及其ノ子孫之ニ任スルコトヲ得ス

第二十九條 攝政ハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シタル後ニ非サレハ太傅ヲ退職セシムルコトヲ得ス

第七章 皇族

第三十條 皇族ト稱フルハ太皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃內親王王王妃女王ヲ謂フ

第三十一條 皇子ヨリ皇玄孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女ヲ內親王トシ五世以下ハ男ヲ女王ヲ女王トス

第三十二條 天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承タルトキハ皇兄弟姉妹ノ女王タル者ニ特ニ親王內親王ノ號ヲ宣賜ス

第三十三條 皇族ノ誕生命名婚嫁薨去ハ宮内大臣之ヲ公告ス

第三十四條 皇統譜及前條ニ關ル記録ハ圖書寮ニ於テ尙藏ス

第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス

第三十六條 攝政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝行ス

第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官寮ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選舉セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ

第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル

第三十九條 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル

第四十條 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル
 第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス
 第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス
 第四十三條 皇族國疆ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ
 第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ
 特旨ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルヘシ

第八章 世傳御料

第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割讓與スルコトヲ得ス
 第四十六條 世傳御料ニ編入スル土地物件ハ樞密顧問ニ諮詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メ宮内大臣之ヲ公告ス

第九章 皇室經費

第四十七條 皇室諸般ノ經費ハ特ニ常額ヲ定メ國庫ヨリ支出セシム
 第四十八條 皇室經費ノ豫算決算検査及其ノ他ノ規則ハ皇室會計法

ノ定ムル所ニ依ル

第十章 皇室訴訟及懲戒

第四十九條 皇族相互ノ民事ノ訴訟ハ勅旨ニ依リ宮内省ニ於テ裁判員ヲ命シ裁判セシメ勅裁ヲ經テ之ヲ執行ス
 第五十條 人民ヨリ皇族ニ對スル民事ノ訴訟ハ東京控訴院ニ於テ之ヲ裁判ス但シ皇族ハ代人ヲ以テ訴訟ニ當ラシメ自ラ認廷ニ出ルヲ要セス
 第五十一條 皇族ハ勅許ヲ得ルニ非サレハ勾引シ又ハ裁判所ニ召喚スルコトヲ得ス
 第五十二條 皇族其ノ品位ヲ辱ムルノ所行アリ又ハ皇室ニ對シ忠順ヲ缺クトキハ勅旨ヲ以テ之ヲ懲戒シ其ノ重キ者ハ皇族特權ノ一部又ハ全部ヲ停止シ若ハ剝奪スヘシ
 第五十三條 皇族蕩産ノ所行アルトキハ勅旨ヲ以テ治産ノ禁ヲ宣告シ其ノ管財者ヲ任スヘシ
 第五十四條 第二條ハ皇族會議ニ諮詢シタル後之ヲ勅裁ス

第十一章 皇族會議

第五十五條 皇族會議ハ成年以上ノ皇族男子ヲ以テ組織シ内大臣樞密院議長宮内大臣司法大臣大審院長ヲ以テ參列セシム

第五十六條 天皇ハ皇族會議ニ親臨シ又ハ皇族中ノ一員ニ命シテ議長タラシム

第十二章 補則

第五十七條 現在ノ皇族五世以下親王ノ號ヲ宣賜シタル者ハ舊ニ依ル

第五十八條 皇位繼承ノ順序ハ總テ實系ニ依ル現在皇養子皇猶子又ハ他ノ繼嗣タルノ故ヲ以テ之ヲ混スルコトナシ

第五十九條 親王内親王女王ノ品位ハ之ヲ廢ス

第六十條 親王ノ家格及其ノ他此ノ典範ニ牴觸スル例規ハ總テ之ヲ廢ス

第六十一條 皇族ノ財産歳費及諸規則ハ別ニ之ヲ定ムヘシ

第六十二條 將來此ノ典範ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スヘキノ必要アルニ當テハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シテ之ヲ勅定スヘシ

皇室典範増補

(明治四十年二月十一日)

第一條 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ

第二條 王ハ勅許ニ依リ華族ノ家督相續人トナリ又ハ家督相續ノ目的ヲ以テ華族ノ養子トナルコトヲ得

第三條 前二條ニ依リ臣籍ニ入りタル者ノ妻直系卑屬及其ノ妻ハ其ノ家ニ入ル但シ他ノ皇族ニ嫁シタル女子及其ノ直系卑屬ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 特權ヲ剝奪セラレタル皇族ハ勅旨ニ由リ臣籍ニ降スコトアルヘシ

前項ニ依リ臣籍ニ降サレタル者ノ妻ハ其ノ家ニ入ル

第五條 第一條第二條第四條ノ場合ニ於テハ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經ヘシ

- 第六條 皇族ノ臣籍ニ入りタル者ハ皇族ニ復スルコトヲ得ス
- 第七條 皇族ノ身位其ノ他ノ權義ニ關スル規程ハ此ノ典範ニ定メタルモノノ外別ニ之ヲ定ム
- 皇族ト人民トニ涉ル事項ニシテ各々適用スヘキ法規ヲ異ニスルトキハ前項ノ規程ニ依ル
- 第八條 法律命令中皇族ニ適用スヘキモノトシタル規定ハ此ノ典範又ハ之ニ基ツキ發スル規則ニ別段ノ條規ナキトキニ限り之ヲ適用ス

●皇室成年式令

(明治四十二年二月皇室令第四號)

朕皇室成年式令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
皇室成年式令

第一章 天皇成年式

- 第一條 天皇成年ニ達シタルトキハ其ノ當日成年式ヲ行フ但シ事故アルトキハ其ノ期日ヲ延フルコトアルヘシ

- 第二條 天皇成年式ヲ行フ期日ハ宮内大臣之ヲ公告ス
- 第三條 天皇成年式ヲ行フ當日之ヲ賢所皇靈殿神殿ニ奉告シ勅使ヲシテ神宮神武天皇山陵竝先帝先后ノ山陵ニ奉幣セシム
- 第四條 天皇ノ成年式ハ附式ノ定ムル所ニ依リ賢所大前ニ於テ之ヲ行フ
- 第五條 天皇成年式ヲ訖リタルトキハ皇靈殿神殿ニ謁ス
- 第六條 天皇成年式ヲ訖リタルトキハ太皇太后皇太后ニ謁ス
- 第七條 天皇成年式ヲ訖リタルトキハ正殿ニ御シ朝賀ヲ受ク
- 第八條 天皇成年式ヲ訖リタルトキハ宮中ニ於テ饗宴ヲ賜フ

第二章 皇族成年式

- 第九條 皇太子皇太孫親王王成年ニ達シタルトキハ其ノ當日附式ノ定ムル所ニ依リ賢所大前ニ於テ成年式ヲ行フ但シ事故アルトキハ勅許ヲ經テ其ノ期日ヲ延フルコトヲ得
- 第十條 皇太子皇太孫成年式ヲ行フ當日之ヲ賢所皇靈殿神殿ニ奉告ス

條十一條 皇太子皇太孫親王王成年式ヲ訖リタルトキハ天皇皇后太
皇太后皇太后ニ朝見ス

第十二條 皇太子皇太孫ノ成年式ニハ第二條第五條及第八條ノ規定
ヲ準用シ親王王ノ成年式ニハ第五條ノ規定ヲ準用ス

第十三條 親王王成年式ヲ訖リタルトキハ其ノ當日宮内大臣之ヲ公
告ス

(附式ハ之ヲ略ス)

●皇室祭祀令

(明治四十一年九月皇室令第一號)

朕皇室祭祀令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
皇室祭祀令

第一章 總 則

第一條 皇室ノ祭祀ハ他ノ皇室令ノ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外本
令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 祭祀ハ大祭及小祭トス

第三條 祭祀ハ附式ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ

第四條 天皇喪ニ在ル間ハ祭祀ニ御神樂及東游ヲ行ハス

第五條 喪ニ在ル者ハ祭祀ニ奉仕シ又ハ參列スルコトヲ得ス但シ特
ニ除服セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六條 祭祀ニ奉仕スル者ハ大祭ニハ其ノ當日及前二日小祭ニハ其
ノ當日齋戒スヘシ

第七條 陵墓祭及官國幣社奉幣ニ關スル規程ハ本令又ハ他ノ皇室令
ニ別段ノ定アルモノヲ除クノ外宮内大臣勅裁ヲ經テ之ヲ定ム

第二章 大 祭

條八條 大祭ニハ天皇皇族及官僚ヲ率キテ親ラ祭典ヲ行フ

天皇喪ニ在リ其ノ他事故アルトキハ前項ノ祭典ハ皇族又ハ掌典長
ヲシテ之ヲ行ハシム

第九條 大祭及其ノ期日ハ左ノ如シ

元始祭

一月三日

紀元節祭

二月十一日

春季皇靈祭 春分日
 春季神靈祭 春分日
 神武天皇祭 四月三日
 秋季皇靈祭 秋分日
 秋季神靈祭 秋分日
 神嘗祭 十月十七日
 新嘗祭 十一月二十三日ヨリ二十四日ニ亘ル
 先帝祭 每年崩御日ニ相當スル日
 先帝以前三代ノ式年祭 崩御日ニ相當スル日
 先帝ノ式年祭 崩御日ニ相當スル日
 皇妣タル皇后ノ式年祭 崩御日ニ相當スル日
 第十條 式年ハ崩御ノ日ヨリ三年五年十年二十年三十年四十年五十年百年及爾後毎百年トス
 神武天皇祭及先帝祭前項ノ式年ニ當ルトキハ式年祭ヲ行フ
 第十一條 元始祭ハ賢所皇靈殿神靈殿ニ於テ之ヲ行フ
 第十二條 紀元節祭春季皇靈祭神武天皇祭秋季皇靈祭先帝祭先帝以

前三代ノ式年祭先后ノ式年祭及皇妣タル皇后ノ式年祭ハ皇靈殿ニ於テ之ヲ行フ但シ先帝祭ハ一周年祭ヲ訖リタル次年ヨリ之ヲ行フ
 神武天皇祭先帝祭先帝以前三代ノ式年祭先后ノ式年祭及皇妣タル皇后ノ式年祭ノ當日ニハ其ノ山陵ニ奉幣セシム
 第十三條 春季神靈祭及秋季神靈祭ハ神靈殿ニ於テ之ヲ行フ
 第十四條 神嘗祭ハ神宮ニ於ケル祭典ノ外仍賢所ニ於テ之ヲ行フ
 第十五條 神嘗祭ノ當日ニハ天皇神宮ヲ遙拜シ且之ニ奉幣セシム
 新嘗祭ノ當日ニハ賢所皇靈殿神靈殿ニ於テ之ヲ行フ
 幣社ニ奉幣セシム
 第十六條 新嘗祭ヲ行フ前一日綾綺殿ニ於テ鎮魂ノ式ヲ行フ但シ天皇喪ニ在ルトキハ之ヲ行ハス
 第十七條 新嘗祭ハ大嘗祭ヲ行フ年ニハ之ヲ行ハス
 第十八條 神武天皇及先帝ノ式年祭ハ陵所及皇靈殿ニ於テ之ヲ行フ
 但シ皇靈殿ニ於ケル祭典ハ掌典長之ヲ行フ
 第十九條 左ノ場合ニ於テハ大祭ニ準シ祭典ヲ行フ

- 一 皇室又ハ國家ノ大事ヲ神宮賢所皇靈殿神殿神武天皇山陵先帝山陵ニ親告スルトキ
 - 二 神宮ノ造營ニ因リ新宮ニ奉遷スルトキ
 - 三 賢所皇靈殿神殿ノ造營ニ因リ本殿又ハ假殿ニ奉遷スルトキ
 - 四 天皇太皇太后皇太后ノ靈代ヲ皇靈殿ニ奉遷スルトキ
- 前項ノ規定ニ依リ祭典ヲ行フ期日ハ之ヲ勅定シ宮内大臣之ヲ公告ス

第三章 小 祭

第二十條 小祭ニハ天皇皇族及官僚ヲ率キテ親ラ拜禮シ掌典長祭典ヲ行フ

天皇喪ニ在リ其ノ他事故アルトキハ前項ノ拜禮ハ皇族又ハ侍從ヲシテ之ヲ行ハシム

第二十一條 小祭及其ノ期日ハ左ノ如シ

- 歲旦祭 一月一日
- 祈年祭 二月十七日

賢所御神樂

十二月中旬

天長節祭 每年天皇ノ誕生日ニ相當スル日

先帝以前三代ノ例祭 毎年崩御日ニ相當スル日

先后ノ例祭 毎年崩御日ニ相當スル日

皇妣タル皇后ノ例祭 毎年崩御日ニ相當スル日

綏靖天皇以下先帝以前四代 崩御日ニ相當スル日

ニ至ル歴代天皇ノ式年祭 前條ノ例祭ハ式年ニ當ルトキハ之ヲ行ハス

第二十二條 前條ノ例祭ハ式年ニ當ルトキハ之ヲ行ハス

第二十三條 歲旦祭祈年祭及天長節祭ハ賢所皇靈殿神殿ニ於テ之ヲ行フ

歲旦祭ノ當日ニハ之ニ先タチ四方拜ノ式ヲ行ヒ祈年祭ノ當日ニハ

神宮及官國幣社ニ奉幣セシム但シ天皇喪ニ在リ其ノ他事故アルト

キハ四方拜ノ式ヲ行ハス

第二十四條 賢所御神樂ハ賢所ニ於テ之ヲ行フ

第二十五條 例祭及式年祭ハ皇靈殿ニ於テ之ヲ行フ但シ例祭ハ一周

年祭ヲ訖リタル次年ヨリ之ヲ行フ

第十條 第一項ノ規定ハ前項ノ式年ニ之ヲ準用ス
 第二十六條 皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃內親王
 王王妃女王ノ靈代ヲ皇靈殿ニ遷ストキハ小祭ニ準シ祭典ヲ行フ此
 ノ場合ニ於テハ特旨ニ由ルノ外拜禮ヲ行ハス
 前項ノ規定ニ依リ祭典ヲ行フ期日ハ之ヲ勅定ス
 (附式ハ之ヲ略ス)

●登極令

(明治四十二年二月皇室令第一號)

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ登極令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
 登極令

第一條 天皇踐祚ノ時ハ即チ掌典長ヲシテ賢所ニ祭典ヲ行ハシメ且
 踐祚ノ旨ヲ皇靈殿神殿ニ奉告セシム
 第二條 天皇踐祚ノ後ハ直ニ元號ヲ改ム
 元號ハ樞密顧問ニ諮詢シタル後之ヲ勅定ス
 第三條 元號ハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

第四條 即位ノ禮及大嘗祭ハ秋冬ノ間ニ於テ之ヲ行フ
 大嘗祭ハ即位ノ禮ヲ訖リタル後續テ之ヲ行フ
 第五條 即位ノ禮及大嘗祭ヲ行フトキハ其ノ事務ヲ掌理セシムル爲
 宮中ニ大禮使ヲ置ク
 大禮使ノ官制ハ別ニ之ヲ定ム
 第六條 即位ノ禮及大嘗祭ヲ行フ期日ハ宮内大臣國務各大臣ノ連署
 ヲ以テ之ヲ公告ス
 第七條 即位ノ禮及大嘗祭ヲ行フ期日定マリタルトキハ之ヲ賢所皇
 靈殿神殿ニ奉告シ勅使ヲシテ神宮神武天皇山陵並前帝四代ノ山陵
 ニ奉幣セシム
 第八條 大嘗祭ノ齋田ハ京都以東以南ヲ悠紀ノ地方トシ京都以西以
 北ヲ主基ノ地方トシ其ノ地方ハ之ヲ勅定ス
 第九條 悠紀主基ノ地方ヲ勅定シタルトキハ宮内大臣ハ地方長官ヲ
 シテ齋田ヲ定メ其所有者ニ對シ新穀ヲ供納スルノ手續ヲ爲サシム
 第十條 稻實成熟ノ期至リタルトキハ勅使ヲ發遣シ齋田ニ就キ拔穂
 ノ式ヲ行ハシム

第十一條 即位ノ禮ヲ行フ期日ニ先タチ天皇神器ヲ奉シ皇后ト共ニ京都ノ皇宮ニ移御ス

第十二條 即位ノ禮ヲ行フ當日勅使ヲシテ之ヲ皇靈殿神殿ニ奉告セシム

大嘗祭ヲ行フ當日勅使ヲシテ神宮皇靈殿神殿竝官國幣社ニ奉幣セシム

第十三條 大嘗祭ヲ行フ前一日鎮魂ノ式ヲ行フ

第十四條 即位ノ禮及大嘗祭ハ附式ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ

第十五條 即位ノ禮及大嘗祭訖リタルトキハ大饗ヲ賜フ

第十六條 即位ノ禮及大嘗祭訖リタルトキハ天皇皇后ト共ニ神宮神

武天皇山陵竝前帝四代ノ山陵ニ謁ス

第十七條 即位ノ禮及大嘗祭訖リテ東京ノ宮城ニ還幸シタルトキハ

天皇皇后ト共ニ皇靈殿神殿ニ謁ス

第十八條 諒闇中ハ即位ノ禮及大嘗祭ヲ行ハス

(附式ハ之ヲ略ス)

●立儲令

(明治四十二年二月皇室令第三號)

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ立儲令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
立儲令

第一條 皇太子ヲ立ツルノ禮ハ勅旨ニ由リ之ヲ行フ

第二條 立太子ノ禮ヲ行フ期日ハ宮内大臣之ヲ公告ス

第三條 立太子ノ禮ヲ行フ當日之ヲ賢所皇靈殿神殿ニ奉告シ勅使ヲ

シテ神宮神武天皇山陵竝先帝ノ山陵ニ奉幣セシム

第四條 立太子ノ禮ハ附式ノ定ムル所ニ依リ賢所大前ニ於テ之ヲ行

フ

第五條 立太子ノ詔書ハ其ノ禮ヲ行フ當日之ヲ公布ス

第六條 立太子ノ禮訖リタルトキハ皇太子皇太子妃ト共ニ賢所皇靈

殿神殿ニ謁ス

第七條 立太子ノ禮訖リタルトキハ皇太子皇太子妃ト共ニ天皇皇后

太皇太后皇太后ニ朝見ス

第八條 立太子ノ禮訖リタルトキハ宮中ニ於テ饗宴ヲ賜フ
 第九條 前各條ノ規定ハ皇太孫ヲ立ツルノ禮ニ之ヲ準用ス
 (附式ハ之ヲ略ス)

●皇室喪服令

(明治四十二年六月皇室令第十二號)

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ皇室喪服令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
 皇室喪服令

第一章 總則

- 第一條 父、母、夫ノ喪ハ一年トス
- 第二條 祖父母、夫ノ父母、妻ノ圓ハ百五十日トス
- 第三條 曾祖父母、母方祖父母、父ノ兄弟姊妹、兄弟姊妹ノ喪ハ九十日トス
- 第四條 高祖父母、嫡母、繼母、夫ノ祖父母、母ノ兄弟姊妹、父ノ異父兄弟姊妹、異父兄弟姊妹、子ノ喪ハ三十日トス
- 第五條 男系ノ孫、父ノ兄弟ノ子、母ノ異父兄弟姊妹、兄弟ノ子、夫ノ嫡母、

繼母、妻ノ父母ノ喪ハ七日トス

- 第六條 母方高祖父母、母方曾祖父母、男系ノ曾孫、玄孫、父ノ姊妹ノ子、姊妹ノ子、異父兄弟姊妹ノ子、母ノ兄弟姊妹ノ子、女系ノ孫ノ喪ハ五日トス
- 第七條 七歳未滿ノ殤ニハ喪ヲ服セス
- 第八條 天皇ハ皇族ニ非サル親族ノ爲ニハ喪ヲ服セス
- 第九條 皇族ハ同族又ハ華族ニ非サル親族ノ爲ニハ喪ヲ服セス
- 第十條 第四條乃至第六條ノ規定ハ華族ノ家ニ在ル者ノ爲ニハ之ヲ適用セス但シ皇族ヨリ華族ニ列セラレ又ハ華族ノ家ニ入リタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 第十一條 華族ノ養女ニシテ皇族ニ嫁シタル者ハ養方ノ親族ノ爲ニモ亦第一條乃至第三條ノ規定ニ從ヒ喪ヲ服ス
- 第十二條 二様ノ親族關係アルトキハ喪ハ其ノ重ニ從フ
- 第十三條 兩喪重複スルトキハ重複ノ間其ノ重ニ從フ
- 第十四條 服喪ノ日數ハ崩御薨去又ハ死亡ノ日ヨリ起算ス
- 第十五條 大喪ニハ皇族及臣民喪ヲ服ス

宮中喪ニハ皇族及宮内官喪ヲ服ス

前二項ノ規定ハ神祇ニ奉仕スル職員ニハ之ヲ適用セス

皇族親族ノ喪ニ丁ルトキハ其ノ附屬ノ宮内官喪ヲ服ス

第十六條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃薨去ノ場合ニ於テハ其ノ

日ヨリ三日間及喪儀ヲ行フ當日臣民喪ヲ服ス但シ七歳未滿ノ殤ニ

付テハ此ノ限ニ在ラス

親王親王妃内親王王妃女王國葬ノ場合ニ於テハ喪儀ヲ行フ當日

臣民喪ヲ服ス

第十七條 特別ノ事由ノ爲除喪スルハ臨時ノ勅定ニ依ル

第十八條 喪服ニ關スル規程ハ勅定ニ依リ宮内大臣之ヲ公告ス

第二章 大・喪

第十九條 天皇大行天皇太皇太后皇太后皇后ノ喪ニ丁ルトキハ大喪

トス

第二十條 天皇ハ第二條乃至第七條ノ規定ニ拘ハラズ大行天皇及皇

太后ノ爲ニハ一年ノ喪ヲ服シ太皇太后ノ爲ニハ百五十日ノ喪ヲ服

ス

第二十一條 大行天皇及皇太后ノ爲ニスル大喪ヲ諒闇トス皇妣タル

太皇太后ノ爲ニスル大喪亦同シ

第二十二條 大喪ニ關スル事項ハ宮内大臣之ヲ公告ス

第三章 宮中喪

第二十三條 天皇喪ニ丁ルトキハ大喪ヲ除クノ外宮中喪トス

第二十四條 天皇ハ第四條及第五條ノ規定ニ拘ハラズ皇太子皇太孫

ノ爲ニハ九十日ノ喪ヲ服ス但シ七歳未滿ノ殤ニハ第七條ノ規定ニ

拘ラス三日ノ喪ヲ服ス

第二十五條 天皇ハ親族關係ニ拘ラス皇太子妃皇太孫妃ノ爲ニハ三

十日ノ喪ヲ服ス

第二十六條 喪服範圍外ノ皇族ノ爲ニハ特ニ五日以内ノ宮中喪ヲ發

スルコトアルヘシ

第二十七條 外國ノ凶訃ニハ特ニ宮中喪ヲ發スルコトアルヘシ

第二十八條 宮中喪ニ關スル事項ハ宮内大臣之ヲ公告ス

第四章 喪期區分

第二十九條 一年ノ喪ハ之ヲ三期ニ分チ第一期第二期ハ各五十日ト

シ殘ル日數ヲ以テ第三期トス

第三十條 百五十日ノ喪ハ之ヲ三期ニ分チ第一期第二期ハ各三十日トシ第三期ハ九十日トス

第三十一條 九十日ノ喪ハ之ヲ二期ニ分チ第一期ハ二十日トシ第二期ハ七十日トス

第三十二條 三十日ノ喪ハ之ヲ二期ニ分チ第一期ハ十日トシ第二期ハ二十日トス

第三十三條 七日以下ノ喪ハ期ヲ分タス

五 御年 譜

嘉永 五年 壬子(御年一歲)九月二十二日(陽曆十一月三日)を以て御生誕○

同月二十九日祐宮と御命名○此年露船下田に来る○彦根藩をして浦賀砲臺を管せしむ。

同 六年 丑癸(御年二歲)中山忠能卿御養育の任に當る○此年米艦浦賀

に来る○徳川家定第十三代將軍となる○品川灣に砲臺を築く○露國使節フーチャン長崎に来る○大船を造るを許す。

安政 元年

甲寅(御年三歲)四月六日皇居炎上、父の帝に隨行せられて下鴨

社に遷御し、次で聖護院に行幸、十二日桂宮を假皇居と定められ、十五日遷幸せさせ給ふ○十二月十六日宮の御色直式あり○此年米、英、露の各國と和親條約成る○下田函館長崎を互市場とす○旭日を國旗と定む○樺太を雜居地として擇捉島を我有となす。

同 二年 卯乙(御年四歲)十一月二十三日桂皇居より新造の内裏に遷御

○此年和蘭と和親條約を結ぶ○江戸大地震あり。

同 三年 辰丙(御年五歲)仙洞御所に隣れる親王御殿に移らる○正親町

實德卿傳となる○此年米國使節ハリス下田に来り、書を幕府に贈る。

同 四年 巳丁(御年六歲)御學友に岩倉八千丸、裏松良光等命ぜらる○長

崎を交易場とし、下田、函館に米國人の居住を許す。

同 五年 午戊(御年七歲)六月十二日御妹富貴宮御生誕○此年正月二十

六日攝籙諸公卿に敕して米國との交渉に就き議せしめ、封事を上らしむ○此年幕府林大學頭を遣はし、入朝狀を奏して締約の敕允を乞ふ○家定薨じて家茂第十四代將軍となる○米、露、英、佛、蘭と通商條約成る○始めて外國奉行を置く。

同 六年 未己(御年八歲)日の御門前に觀兵式あり、御覽あらせらる○三

月二十二日御妹壽萬宮御生誕○八月二日富貴宮薨去○此年横濱開港○蠶種生糸初めて外國に輸出さる○十月十七日江戸城火く。

萬延元年

庚申(御年九歳)閏三月十六日御深曾木あり○二十八日御紐直

○七月十日皇太子に立たせ給ふ○九月二十八日親王宣下あり、名を睦仁と賜ふ○十月十八日皇妹和宮將軍家茂に御歸嫁御決定○此年三月三日櫻田の變あり○徳川齊昭薨す。

文久元年

辛酉(御年十歳)四月十九日和宮に内親王宣下、名を親子と賜ふ

○五月一日壽萬宮薨去○十月八日御妹理宮御生誕○十月二十日親子内親王御成婚、十二月十一日江戸御入城○此年外國公使館を江戸御殿山に建つ○寛永通寶を鑄る。

同 二年

壬戌(御年十一歳)五月二十七日御讀書始をなし給ふ○八月十日理宮薨去、あらせらる○此年閏八月十四日徳川慶喜、將軍家茂の後見職となり、松平慶永政事總裁となる○和蘭に軍艦を注文し、留學生を送る。

同 三年

癸亥(御年十二歳)二月十八日在京諸藩に攘夷の詔敕あり○又神宮御警衛の命あり○二十三日神武天皇山陵修補奉告使を發せらる○四月十一日石清水行幸○七月三十日諸藩の練兵式天覽あり○八月八日列聖の山陵御拜、八月十三日大和行幸の詔あり○三月七日將軍家茂參朝○此年

八月十八日七廻長州に走る。

元治元年

甲子(御年十三歳)二月二十四日諸寮再興○五月八日神武天皇御陵奉幣使發せらる○九月十一日神宮奉幣使を發せらる○此年正月十五日將軍家茂朝命を奉じて入京、四月二十日敕して諸政を家茂に委任せらる○長州征伐の擧あり○水戸の武田耕雲齋等兵を筑波山に起す○始めて新聞紙を發行す。

慶應元年

乙丑(御年十四歳)十月十五日皇權回復の敕あり○此年十月兵庫開港。

同 二年

丙寅(御年十五歳)十二月十五日天皇不豫、二十九日辰刻崩御あらせらる○此年八月二十日將軍家茂薨す○十二月五日慶喜第十五代將軍となる○樺太の境界線協定○伊太利と條約成る。

慶應三年

丁卯(御年十六歳)正月九日睦仁親王御踐祚あらせらる○正月二十七日先帝を後月輪東山陵に葬り、二月十六日諡を上り孝明天皇と申す

○五月二十八日一條忠香公女美子姫女御に御決定○十月十四日將軍慶喜政權を返上、十二月十日陛下之を御聽許あらせられ、同日王政復古の令下る發す○二十九日後月輪東山陵に敕使差遣、政權復歸の奉告せらる○幕府及攝政關白以下の舊職を廢し總裁、議定、參與の三職を置き萬機裁決の布告を

明治元年

辰(御年十七歳)

慶應四年正月三日徳川慶喜朝命に抗し、會桑

二藩及麾下の兵を以て入京せんとす四日仁和寺宮征討大將軍となりて之を討す十三日始めて太政官を九條道孝邸に置く十四日天皇元服ありて大赦を行はる十七日職制を定め神祇内國外國海陸軍會計刑法制度の七科を置き總裁之を總理し議定之を分督し參與之を分掌す三月十四日天皇南殿に出御ありて、徧く公卿諸侯を召し、親から天地神祇を敬祭して、五事の誓約をなし給ふ三月二十六日大阪天保山に行幸し、海軍の操練を御覽あらせらる八月二十七日御即位式を擧げらる九月八日改元して明治と稱す九月二十日京都御發遣十月十三日東京御著○十二月八日東京御發遣京都へ還幸○十二月二十日皇太后册立○五月上野の戦争○九月奥羽平定す○此年七月十七日詔して江戸を東京と改稱す○新潟開港。同 二年 巳(御年十八歳)正月十八日東京還幸の詔あり、二月七日京都御發遣三月御著、後東京を帝都と定めらる六月二十八日神祇官に行幸ありて、天神地祇及び列祖に國是一定の奉告あり、爾後日々御學問所に出御ありて、國政を總覽あらせらる○此年列藩藩籍を奉還して封建の制全く廢す○蝦夷を北海道とす○始めて東京横濱間に電信を架設す○英國皇太子來朝。

同

三年

庚(御年十九歳)

正月三日神靈鎮祭、大教宣布の詔敕あり○正

月十一日東京築地海軍練習所に行幸○四親王の外諸王皆二世より姓を賜ひ華族に列するの制を定めらる○此年徴兵規則新律綱領發布せらる○全國に小學校を設く○始めて洋服を用ひさせらる。

同

四年

辛(御年二十歳)

大嘗祭御舉行○七月十四日廢藩置縣○此年

穰多非人の稱を廢し、總て平民となす○散髮廢刀令出づ○郵便局設置○司法、文部の兩省を置く○清國、布哇との通商條約成る。

同

五年

壬(御年廿一歳)

四月二十八日龍驤艦にて浦賀へ行幸○五月

二十三日西巡あらせられ、七月十二日還幸○十一月太陰曆を廢し太陽曆とす○神武天皇即位元年を紀元となす○國立銀行の創立○九月十二日京濱間の鐵道成る○近衛兵を置く○町村の名主庄屋年寄を廢し戸長を置く○禮服制定○露國皇太子來遊○始めて裁判所を置き、博覽會を開く。

同

六年

癸(御年廿二歳)

三月陛下御斷髮あらせられ、皇太后、皇后兩陛

下黨を廢し涅齒を罷めらる○四月廿九日近衛兵引率千葉縣大和田へ行幸○五月五日皇城炎上、兩陛下赤阪離宮に避けられ、終に同宮を假皇居と定めらる○十一月二十五日築地海軍練習所に行幸○十二月九日佃島に行幸、クルプ砲試射御覽せらる○十二月十七日皇后陛下と横須賀造船所に行幸あらせらる○五節句を廢し三大節を大祝日とす○復仇を禁じ、外人との婚嫁を許す○銀行紙幣を發行し、銅貨を鑄造す○内務省を置く○征韓の論起り

西郷隆盛等職を辭す○學制改正、地租改正○始めて公園を設置す。

同 七年

甲戌(御年廿三歲)一月青山御所成り、皇太后徙御あり○始めて

軍旗授與式あり○二月佐賀に江藤新平の亂あり○五月臺灣を征す○此年

同 八年

乙亥(御年廿四歲)三月五日横須賀へ行幸あらせられ、軍艦清輝

進水式臨御○四月十四日立憲政體を立つべき宣明と同時に、元老院、大審院

を置く○六月七日越中島行幸、鐵板射擊天覽○六月二十日始めて地方官會

議を開き、天皇親臨あらせらる○法制局設置○露國と千島樺太交換條約を

同 九年

丙子(御年廿五歲)六月二日御發轡東北地方御巡幸、七月二十一

日還御○九月六日親しく太政官第に臨幸ありて、憲法取調を命ぜらる○始

同 十年

丁丑(御年廿六歲)一月四日減租の詔あり○二十四日御發轡京

都に行幸、三十日先帝の御陵を祭り給ふ○二月十一日大和に行幸、神武天皇

御陵御參拜○七月三十一日海路東京に還幸○此年二月西郷隆盛亂をなし、

九月二十四日に至りて鎮定す○學習院成る○博愛社設置さる。

同 十一年

戊寅(御年廿七歲)七月十日横濱行幸、新造軍艦扶桑、金剛、比叡天

覽○近畿北陸御巡幸、十一月還幸○春秋二季皇靈祭を設けらる○七月二十

六日皇子敬仁親王薨去(明治十年九月二十三日御生誕)○此年始めて府縣會

同 十二年

己卯(御年廿八年)勤儉の詔勅を發せらる○八月三十一日皇子

嘉仁親王御降誕○十二月二十五日海軍兵學校に行幸○獨逸皇族來朝す○

琉球を廢し沖繩縣を置く○學士會院建つ○自由黨起る○教育令布告○此

同 十三年

庚辰(御年廿九歲)二月五日天皇太政官分局に親臨し地方官會

議開會の典を擧げらる○二十七日地方官に陪食を仰付けられ、親しく産業

同 十四年

辛巳(御年三十歲)五月十八日横須賀へ行幸、觀音崎砲臺、造船所

泉涌寺先帝御陵御拜あり○刑法治罪法發布○内閣諸省分離し閣員交迭

天覽○七月二十九日御發轡東奥北海道御巡幸、十一月十一日還御○十月國

會開設の勅を下し給ふ○皇居の造營始まる○布哇國王來朝○各地に政黨

起る○農商務省設置○日本鐵道會社設置○大藏省證券發行規則發布。

同 十五年壬午(御年卅一歲)一月四日陸海軍人に勅諭下る○十一月二十一日隅田川に於ける海兵短艇競争、水雷發火演習天覽○上野博物館成り天皇臨幸あらせらる○華族局、管船局、官報局、陸軍大學校設置、郵便條例發布○改進黨起る。

同 十六年癸未(御年卅二歲)宮中後七日御修法再興○七月始めて官報發布○日本銀行創立○東京に電燈會社、馬車鐵道會社起る○立憲帝政黨起る○朝鮮との貿易規則改訂○徵兵令改正。

同 十七年甲申(御年卅三歲)三月十七日宮中に制度取調局を置き憲法取調をなす○七月七日華族令を定め、公、侯、伯、子、男の五爵を設く○朝鮮京城にて日清兵衝突す○朝鮮との海底電信成る○往復葉書發行○國製軍艦初めて歐洲に航す○兌換銀行條例發布○式部職を置く。

同 十八年乙酉(御年卅四歲)七月二十六日山陽道へ御巡幸、八月十六日還幸○十二月太政官を廢し、内閣組織成り、政府大改革、伊藤博文第一次内閣總理大臣となる○遞信省を置く○天津條約を結ぶ○日本郵船會社起る。

同 十九年丙戌(御年卅五歲)各省官制發布○帝國大學令諸學校令發布○華族世襲財産法制定○條約改正會議を開く○萬國赤十字社に加盟○地方官制發布○北海道廳設置○縣令を知事とす。

同 二十年丁亥(御年卅六歲)一月天皇皇后兩陛下京都行幸啓、二月還御○皇居成る○八月卅一日嘉仁親王皇太子とならせらる○海防費獻金の敕下る○日本赤十字社成る○萬國戰時海上法に加盟○露國皇族來朝○保安條例發布。

同 二十一年戊子(御年卅七歲)九月卅日皇女昌子内親王御生誕○樞密院を置かる○市町村制發布○始めて博士號授與○特許意匠條令發布○日墨修好條約成る○日暹修好條約成る。

同 二十二年己丑(御年卅八歲)伊勢大廟御遷宮○一月十一日兩陛下赤阪離宮より新皇居に徙らる○二月十一日憲法發布式舉行、此日青山練兵場へ行幸啓○同日憲法發布の勅語出づ○十二日上野公園へ行幸啓○十一月三日立太子の儀あり○貴族院伯子男爵議員互選規則及び多額納稅者議員互選規則發布○獨逸と條約改正成る○條約改正のため御前會議あり○議會及議員保護法公布○東海道鐵道全通。

同 二十三年庚寅(御年卅九歲)一月二十八日皇女房子内親王御生誕○三月二十八日御發輦名古屋京都神戸へ行幸、陸海軍演習親臨統御あらせられて後、軍艦高千穂にて吳、江田島、佐世保へ行幸○十月三十日教育勅語を賜ふ○十一月二十九日帝國議會へ親臨せられ開院式を行はる○一月九日衆議院議員選舉法施行規則發布○二月八日裁判所構成法發布○金鵝勳章制定○

六月十日貴族院議員選舉を行ふ○七月一日衆議院議員選舉を行ふ○八月二十五日立憲自由黨成る○十月九日議會召集令發布○十一月二十五日始めて帝國議會を開く。

同 二十四年

卯(御年四十歳)五月十二日天皇京都へ行幸ありて、大津にて

遭難の露國皇太子を御慰問あらせられ、御同車神戸へ行幸○十月濃尾地方大震災あり十一月二日侍從侍醫を岐阜、愛知兩縣下に差遣はし、震災民を視察せしめらる○八月皇女允子内親王御生誕○東京青森間鐵道全通。

同 二十五年

辰(御年四十一歳)陸軍大演習御統監の爲め栃木縣へ行幸○二月五日總選舉にて各府縣騷擾○豫戒令發布○軍艦千島沈没。

同 二十六年

巳(御年四十二歳)名古屋舊城を離宮に定めらる○軍艦製造の詔敕あり○奥國皇太子來遊す○海軍省官制公布○大阪神戸間電話開通

同 二十七年

午(御年四十三歳)三月九日兩陛下大婚二十五年銀婚式祝典御舉行○四月十七日横須賀行幸、新造軍艦松島、吉野、千代田天覽○八月一日清國に對する宣戰の詔敕公布○九月十五日廣島大本營に入らせらる○日英條約批准○軍事公債條例發布○臨時議會を廣島に開く○日伊條約調印。

同 二十八年

未(御年四十四歳)四月二十七日廣島御發誓、大本營を京都に移され、五月三十日東京に還御○四月十七日講和條約成り、二十一日講和の

詔敕あり○五月十四日遼東還付の詔勅を發せらる○六月二日臺灣我版圖に入る○十月八日朝鮮大院君事件あり○十一月一日清國より償金を受取る○十二月遼東守備兵引揚ぐ○露、佛、丁との改訂條約成る○祕露との條約成る。

同 二十九年

申(御年四十五歳)露國皇帝戴冠式に伏見宮貞愛親王を遣は

さる○五月五日皇女聰子内親王御生誕○十一月十五日横須賀行幸、分捕軍艦鎮遠天覽○十二月十八日隅田川に於ける短艇競争天覽○軍事公債募集、事業公債條例發布○日獨通商航海條約成る○日丁通商航海條約成る○日清通商條約成る○日佛改訂條約成る○日英條約成る○陸軍擴張し十三師團となる○七月北陸大海嘯あり。

同 三十年

酉(御年四十六歳)一月十一日英照皇太后陛下崩御、二月七日

京都泉涌寺に葬らる○一月三十日孝明天皇三十年祭奉行○四月兩陛下京都行幸、英照皇太后御陵起工奉告祭あり、八月二十三日還御○皇女貞宮御生誕○十月三十一日御歌所官制發布、所長一人録事六人寄人參、侯十數人を置かる○英國女皇即位六十年祝典に有栖川宮威仁親王を遣はさる○日祕通商航海條約、日米通商航海條約の一部、日伯修好條約、日露協商、萬國電信條約等公表○郵船歐洲新航路開く○勸業銀行設立○金貨本位制度實施。

同 三十一年

戌(御年四十七歳)英照皇太后御一週年祭御執行○奠都三十

年祭舉行○十一月攝、河、泉の大演習に行幸、次で神戸に行幸あらせられ、觀艦式舉行○元帥府設立○日佛、日埃、日暹等の條約成る○民法實施○伊勢大廟炎上○露國及び伊國皇族來朝。

同 三十一年 己亥 (御年四十八歲) 宮中及び泉涌寺御陵にて英照皇太后第二

週年忌奉行○皇女貞宮内親王薨去○帝室制度取調局設置○獨逸皇帝ハインリヒ親王來遊○新關稅法實施○新商法實施○新に貿易場二十二港を開く○私立學校令公布○日希修好通商條約締結○各締盟國との新條約實施。

同 三十三年 庚子 (御年四十九歲) 二月十一日嘉仁親王九條節子姫と御成婚

○四月二十五日皇室婚嫁令發表○東京、京都の二京へ教育基金御下賜○此年陛下茨城縣へ行幸あらせらる○五月三十日北清事變起る○七月十六日我軍天津城占領○八月十四日聯合軍北京を陥る○伊勢大廟地鎮祭○九月十三日立憲政友會成立。

同 三十四年 辛丑 (御年五十歲) 一月十一日英照皇太后御例祭○二十二日英

國女皇崩御あり、宮中喪三週間仰出さる○四月二十九日第一皇孫迪宮御生誕○東北大演習に行幸○九月六日伊勢神宮御遷座式○十月二十八日臺灣神社大祭○十一月一日靖國神社臨時大祭○清國列國と媾和。

同 三十五年 壬寅 (御年五十一歲) 皇室誕生令公布○六月二十五日第二皇孫

淳宮御生誕○十一月陸軍大演習の爲九州へ行幸○四月英國皇帝戴冠式に

小松宮御差遣○五月九日東宮御所御柱石敷石式御舉行○暹羅皇太子來朝○二月日英同盟成る。

同 三十六年 癸卯 (御年五十二歲) 兩陛下京都へ行幸、十一日還御○一月二十

八日故能久親王銅像除幕式○二月十八日小松宮彰仁親王薨去○東北饑饉にて兩陛下より御下賜金あり○四月十日神戸港觀艦式行幸○第五回内國博覽會舉行、兩陛下皇太子同妃兩殿下其他各皇族御覽あり○韓國皇帝稱慶禮式ありて、御名代山階宮御臨場○皇太子御慶事紀念美術館成る○日比谷公園を開く。

同 三十七年 甲辰 (御年五十三歲) 二月十日露國に對する宣戰の詔勅を發せ

らる○二月五日露國との外交斷絶開戰○八日旅順第一次攻撃勝利○仁川に敵艦二隻撃沈○我が海軍旅順を閉塞す○五月一日九連城占領○五月二十六日大連占領○八月十日の海戰成功○八月より旅順總攻撃○九月五日遼陽占領○十月九日沙河大會戰○十一月二十六日二百三高地占領○露國太平洋艦隊全滅。

同 三十八年 乙巳 (御年五十四歲) 一月三日第三皇孫光宮御生誕○十月二十

三日東京灣にて大觀艦式舉行、天皇臨行あらせらる○一月一日旅順敵將降伏○三月十六日奉天鐵嶺占領○五月二十七日日本海大會戰、バルチック艦隊全滅○七月八日樺太コルサコフ占領○九月五日媾和談判調印○八月日

英攻守同盟成る○日韓協約締結、韓國我が保護に属す○陸軍凱旋。

同 二十九年

午(御年五十五歳)四月三十日青山練兵場にて凱旋大觀兵式

舉行○英國コンノト殿下來朝して陛下にガータ章一勳捧○呈韓國に統

同 四十年

未(御年五十六歳)二月英國皇帝に、前年我國陛下に勳章御贈

進の御答禮として伏見宮貞愛親王御差遣○皇室典範増補御發布○先帝御

生母中山一位局薨去○韓皇即位式○韓太子冊立○韓太子來朝○韓國軍隊

同 四十一年

申(御年五十七歳)四月二十七日昌子内親王竹田宮恒久王と

御成婚○十月十三日戊申詔書出づ○有栖川宮裁仁王山階宮菊麿王薨去○

同 四十二年

酉(御年五十八歳)三月四日天皇陛下第一外孫竹田宮恒徳王

御生誕○四月二十九日房子内親王北白川宮成久王と御成婚○梨本宮、久邇

宮歐洲より御歸朝○十一月九日奈良に行幸あらせられ大演習御統監、十八

日神戸に行幸あらせられ觀艦式舉行○十二月八日賀陽宮邦憲王薨去○皇

室令御發布○大演習にて栃木縣行幸○伏見宮貞愛親王清國光緒帝葬儀に

御參列○安奉線交渉終結○日韓協約成立○間島問題解決○伊藤博文薨去。

同 四十三年

庚(御年五十九歳)大演習にて岡山に行幸○三月三日皇族身

位令發布○三月二十六日伏見宮貞愛親王日英博覽會名譽總裁として御渡

英○五月六日允子内親王朝香宮鳩彦王と御成婚○七月二十日北白川宮輝

久王臣籍に下らせ給ひて小松姓を稱せらる○三月二十八日清國載瀆殿下

海軍視察の爲め來朝す○四月一日宮内大臣岩倉具定公薨じ、渡邊千秋宮内

大臣となる○五月六日英國先皇帝崩御○七月二十日第二日露協約調印成

る○八月二十二日朝鮮併合條約成り、二十九日併合○十月一日寺内正毅朝

同 四十四年

辛(御年六十歳)一月十日英皇戴冠式御名代として東伏見宮

同妃兩殿下差遣さる○大演習にて久留米に行幸○二月十一日施藥救療費

として百五十萬圓下賜せらる○暹羅皇帝戴冠式につき御名代として伏見

宮を差遣さる○四月四日日米新條約發表さる○四月六日日英新條約發表

さる○七月十五日改訂日英協約發表さる○八月三十日西園寺内閣成立○

十月三日伊土開戦につき中立を宣告す○十一月二十八日中清動亂につき

第三師團出兵○十一月二十六日小村侯薨す。

明治四十五年

壬(御年六十一歳)五月三日四十年式野砲射擊演習天覽の

爲め千葉縣下へ行幸、即日還幸○九日來朝中の獨逸皇族ワルデマール親王

御訪答の爲め霞ヶ關離宮に行幸○三十一日京都泉涌寺靈明殿に奉安の御

尊牌並に御尊像保護料として金四千八百圓御下賜○二月十二日清帝退位、

衷世凱直に共和國臨時政府を組織し、三月十日大總統就職の宣誓を爲す○

御崩御あらせらる。惟ふに 陛下明治中興の英主とならせ給ふ所以のものは斯く國歩艱難の秋に御成長遊ばされ、初等の教育を受けさせられたるに因るものと拜察し奉る。

御父陛下御崩御の翌年正月九日 陛下には九五の御位に即かせ給ふ。寶算甫めて十六此時に際し國論愈沸騰して諸藩孰れも向背に迷ひ、公卿百官多くは幕府の壓迫に恐れ、御宸襟を安んじ奉るの策を知らずして、紛糾日を曠しうするのみ、然れども英資歴代に越えさせたまふ聖天子に在しませば、能く時勢の赴く所を御洞觀あらせられ、各藩の正邪を糺して國論を鎮め給ひ、終に徳川幕府の大政奉還となり、同年十二月九日王政復古の大詔を下し給ひ、維新の大業忽ちにして成り、明治と改元せらる。元年三月十四日を以て五箇條の御誓文を發せられ、炳乎として萬世不易の國是を定め、萬民保全の道を立てさせ給ふ。陛下御英邁に

在しますにあらざれば焉んぞ能く斯の如くならんや、陛下の御聖徳實に偉なりと云ふべし。

畏れ多くも 陛下には維新後益國威の發揚に大御心を傾けさせ給ひ、人材を擧げて諸政を改め、親しく萬機を御裁斷あらせられ、奥羽の平定と共に明治元年七月江戸を改めて東京と稱し、翌二年正月遷都の詔勅を下し、同年三月東京を帝都に奠め給ひ、舊江戸城を皇居と定めさせられき、是より先き元年十二月十八日 皇后陛下御入内あり、俱に東都に遷らせらる。明治四年七月廢藩置縣の詔を下し、鎌倉以降七百年の封建制を打破せられ、優詔を賜ひて内諸民を綏撫し、或は開港を許し、外列強と親しみ、國家の基礎を確立し、以て百般の文化を進め給ひし、叡慮畏しとも最と畏し、次で明治五年には西南諸國に、同九年及十四年には奥羽諸縣並に北海道に兩度の御巡幸あり、親しく民の疾苦を問はせられ、鯨

寡を犒ひ忠孝を彰はし給ふ萬民舉つて大御惠の渥きに感泣し奉れり。後聖業緒に就き仁政遍ねきに及ばんとして圖らずも佐賀西南の亂ありしが皆昔年ならずして戡定す降て廿二年憲法を創定し二十三年國會開設して廣く民意を容れさせらる實に空前の御盛意にして寔に御英斷且つ進取の御氣象に富ませらるゝものと申し奉るべく之れ東洋に於ける立憲君主制の嚆矢と云ふべし又畏くも陛下には爾來教育に軍事に農商に將た文學美術に一として深き大御心を注がせ給はざるなし諸般の文物蔚然として起り國運日に進む就中之を前にしては二十七八年役之を後にしては三十七八年役の二大國難に際して聖徳愈發し稜威益揚り臺灣樺太を領し朝鮮を併せ終に世界列強と肩を比するに至れり尙ほ畏くも陛下には遠きを慮らせ給ひて優渥なる勤儉の詔を下し以て國民の放縱を戒め精勤を勵まし給ふ又窮民

御恤救の御思召を以て巨額の御下賜金など御聖慮御周到にして御仁慈の程彌に畏し。

畏けれど陛下は實に天皇中の天皇と申し奉るべく萬世一系の皇統は陛下に於て其最も崇高なる御代表者を出し奉る。若し夫れ陛下の御聖徳を知らんと欲せば其詠じ給へる御製を捧讀するに若くはなし今少しく御製を掲げ奉らむ

御製

とこしへに民たみやすかれと祈いのるなるわがよを守まもれ伊勢いせのおほ神かみ
 昔むかしよりながれたえせぬ五十鈴いすず川がは猶なほよろづよもすまむとぞ思おもふ
 富士ふじのねも遙はるかにみえてあしたづの立舞たちまふ空そらぞ長閑のどけかりける
 うけつぎし國くにの柱はしらの動きうごきなくさかゆるよよをなほいのるかな
 寄よ國くに祝いわ言ことば
 くにたみはひとつ心にまもりけりとほつみ親おやの神かみのをしへを
 松まつ上のうへ鶴つる
 あさつくひとよさかのぼる山松やままつの梢こすえをしめて田鶴たづぞなくなる
 いにしへの文ふみ見るたびに思おもふかなおのが治をさむる國くにはいかにと
 折をりにふれて
 天あま
 あさみどりすみわたりたる大空おほそらのひろきをおのが心こころともがな

わが心こころいたらぬくまのなくもがなこのよをてらす月つきの如ごとくに
 述と懐なつ
 てるにつけ曇くもるにつけておもふかなわが民草たみぐさの上うへはいかにと
 夏なつ日ひ
 政まつりごといでよきくまはかくばかりあつき日ひなりとおもはざりしを
 夜よ述と懐なつ
 夏の夜よもれざめがちにぞ明あかしけるよのため思おもふ事ことおほくして
 臣おみ
 空蟬うつせみの世よはやすらかに治をさまりぬわれをたすくる臣おみのちからに
 葦間あしまの小舟ふね
 とる棹さほのこゝろ永ながくも漕こぎ寄よせむ葦間あしまの小舟ふねさはりありとも
 人ひと
 人はたゞまことの道みちをまもらなむ高たかき賤いやしきしなはありとも
 柳葉やなぎはにかけし鏡かがみをかゞみにて人ひともこゝろをみがけとぞおもふ
 田家いけが翁おきな
 子こらはみないくさの庭にわに出いでてはてよ翁おきなやひとり山田やまだもるらむ

國のため仇あだなすあだはくだくともいつくしむべき事ことな忘わすれそ
 四海同胞
 四方の海うみみなはらからと思おもふ世よになど浪風なみかぜの立ちさわぐらむ
 いくさ人ひといかなる野邊のべに明あすらむ蚊かの聲こゑしげくなれる此夜このよを
 折おにふれて
 限りなき世よにのこさむと國くにのため斃たふれし人ひとの名なをぞとゞむる
 温古知新
 いそのかみ古ふるきためしを温たづねつゝ新あたらしき世よの事こともさだめむ
 今いまはとて學まなびの道みちにおこたるなゆるしの文ふみを得えたるわらべは
 庭訓
 たらちれの庭にはの教をしへはせまけれどひろき世よに立つ基もととはなれ
 親
 たらちれのみ親おやのをしへ新玉あらたまの年とし経かるまゝに身みにぞ沁しみみける
 庭訓
 いつくしと愛あでの餘あまりに撫子なでこの庭にはのをしへをおるそかにすな

折おにふれて
 神かみつよの御代みよのおきてを違たがへじとおもふぞおのが願ねがひなりける
 折おにふれて
 天てんをうらみ人ひとをとがむる事こともあらじわが過あやまちをおもひかへさば
 老
 つく杖つえにすがるともよし老人としよりの千歳ちとせの坂さかをこえよとぞおもふ
 述懐
 山やまのおく島しまのはてまで尋たづね見みむ世よにしられざる人ひともありやと
 修
 おのが身みを修おさむる道みちは學まなばなむ賤しづがなりはひいとまなくとも
 折おにふれて
 世よの中なかは高たかきいやしきほどくくに身みをつくすこそ務つとめなりけれ
 折おにふれて
 國民くわんだみのちからの限かぎりつくすこそ我わが日ひの本もとのかためなりけれ
 手習
 竹馬たけうまに心こころの乗のりててならひにおこたりし日ひをいまおもふかな
 讀書
 今いまの世よに思おもひくらべていそのかみふりにし書よみをよむぞ樂たのしき

折にふれて
 家とみてあかぬ事なき身なりとも人の務めをおこたるなゆめ
 千よろづの民と共に樂しむにます樂みはあらじとぞおもふ
 筆
 國のためふるひし筆のいのち毛のあとこそこのこれ萬代までも
 折にふれて
 おのがじと務をなへて後にこそ花のかけには立つべかりけれ

八 新帝陛下御聖徳一斑

畏くも 先帝陛下御崩御遊ばされ甚深なる御悲歎の裡に寶祚を踐ま
 せ給ひて天が下を治しめす御身とならせ給ふ 新帝陛下は先帝第三
 の皇子に在しまして明治十二年八月三十一日を以て後降誕遊ばされ
 御諱を嘉仁と申し明宮と稱へ奉る。

陛下には後誕生間もなく麴町區有樂町なる中山侯邸に御引移りとな
 り忠能侯夫妻慶子の方など御養育の任に當りしは先帝陛下此夫妻に
 御養育を受けさせ給へる御吉例によるものなりと斯く老夫妻等が嚴
 肅敬度の情を以て御教育申上たれば愈御徳性を發揮し給ひて上 兩
 陛下に御孝養厚く下萬民に御憐み深く在しますに到れることこそ難
 有けれ斯くて 陛下には明治二十年八月三十一日東宮宣下ありて同

二十二年十一月三日立太子式を擧げさせらる、御年甫めて十一歳に在
しましけり。

恭しく惟みるに 陛下は天資御英明に渡らせられ御才徳共に高くし
て御賢明なる 御父陛下の御氣風を寔に克く承けさせ給ひ明治廿年
九月十九日學習院に御降學あらせられ御養育掛としては子爵曾我祐
準侯爵中山孝麿の諸氏相次いで奉仕し御學友には西郷從義(從道伯四
男)毛利八郎(元徳公八男)南部利祥(利恭伯長男)細川護全(護文侯二男)高崎
益彦(正風男二男)岩崎道俱其他數名を召され最と御熱心に御勉學あら
せられ同廿二年八月御降學を止め給ひ爾後川田剛(本居豊穎三島毅三
田守眞等を召して國學漢學佛語等の御練習あり別に御歌を故高崎正
風男に御習字を杉孫七郎に夫々拜見仰付けられ御非凡の御上達に在
しまして御研究の程も拜察し奉る就中詩歌の道には頗る御堪能にあ

らせられて、金什玉句に富ませ給ふことは亦 御父陛下に似させ給ふ
と承はる。

畏くも 陛下の御軍歴を拜し奉るに明治二十二年立太子の後直に陸
軍少尉の任に就かせたまひ、近衛師團に屬したまふ夫より順次陸軍中
將海軍中將にまで御昇進遊ばされて、今や大元帥とならせたまへり。さ
れば軍事に對する御心入れも尋常にては在しませず、大演習其他には
御見學を怠らせられずして御研究深く、大元帥として陸海軍を統帥し
たまふ御身の斯くあらせらるゝは我軍國の大幸と申すも畏し。

既述の如く 陛下には正式の御學問は申すに及ばず、既に全國を御巡
啓ありて上下の民情にも通じさせたまひ、殖産興業の思召により諸方
の産業をも御視察遊ばされて御修養廣く且つ深きは萬民の欽仰し奉
る所なり、御巡啓の際其地の物産など御買上げあるにも御自身其品々

を御上覽ありて一々御指定遊ばさるゝに能く其特長を御鑑攷ありて御賢明の御思慮を示したまふの實例に乏しからずと承る。又陛下には物につけ事にふれ御憐愍の御心厚くして殊に詩歌の御嗜み深くあらせらる其の御作意の高く且大なるは自からなる御格調の備はり給ふに由るなるべし嘗て御十七の夏日光行啓の御途次栗橋鐵橋の邊りにて水田に鷺の飛び立つ有様を御覽ありて、

茅屋柴門隔碧河

隣々聲裡鐵橋過

一望田圃皆青色

白鷺紛々雅趣多

との御名吟あり又遠州灘を過ぎたまひ

夜駕藤轡過遠州

滿天明月思悠々

何時能遂平生志

一躍雄飛五大州

寔に雄大の御格調を拜するに足る或年御遊獵に於て御手づから鹿を

射止めたまひし折の御歌に

おもしろく打ちはしつれど鳴く鹿の

聲きくときはあはれなりけり

御仁慈の御心此一首に表はれて御優しさを拜し奉る。

九 大喪彙報

●大喪期日及び御陵所

○告 示

(官報全文)

來ル九月十三日、十四日、十五日

大行天皇ノ大喪儀ヲ行ハセラル

大正元年八月六日

宮内大臣 伯爵 渡邊千秋
内閣總理大臣 侯爵 西園寺公望

大行天皇ノ陵所左ノ通定メラル

京都府紀伊郡堀内村大字堀内字古城山

大正元年八月六日

宮内大臣 伯爵 渡邊千秋
内閣總理大臣 侯爵 西園寺公望

御陵地桃山

大行天皇の御陵墓は伏見桃山と御決定遊ばさる寔に然るべき御事と
拜察し奉る。

抑々伏見は北は洛外についき南は宇治に連り東より南東にかけて醍醐に接す殊に西南には宇治川をめぐらして巨椋湖に臨み遙に男山、淀山崎などを一眸のもとに集むる事を得即ち丘により低きに臨んで眺望絶佳形勢寔に優秀なる處なり、先帝陛下が其景勝を愛せられ百年の後此に御遺骸を留め給はんとお召したりと拜察するも宜なり、加之伏見は京都に入る一方の咽喉昔木幡の關の此地に置かれたる所以なり又水運の便あり殊に大阪の開けてより後は京阪間の要地となれり就中江戸時代において西國より東海道に向ふ要路に當たれり。

かゝる形勝の地として夙に桓武天皇の桓原の御陵も此處に定められ
 花園左大臣の山莊も此邊にあり又有名なる宇治の關白頼通の子修理
 太夫俊綱は山莊を此處に占めて自ら絶勝の地と誇れり鎌倉時代に至
 りては伏見殿なるものありて後嵯峨帝後深草帝も臨幸あらせられ後
 長講堂の傳領地として持明院の御皇統に相傳せられ伏見後伏見帝の
 後院となりしなり大平記によれば光嚴帝光明帝崇光帝も伏見に在し
 ましたるが如く崇光帝の御子の榮仁親王と申し奉るは即ち今の伏見
 宮家の御祖先に當らせらるゝなり。
 右の如く伏見は由緒もあり沿革の多き處なるが而も日本歴史中に大
 なる歴史的興味を有するに至りしは豊太閤の築城に生まれり秀吉は
 曩に大阪城を築き又京都に聚樂第を建てしが更に文祿三年に此伏見
 城を築けり(勿論桃山とは後世此地に名けたるなるべし秀吉は蓋し京

都の聚樂第には關白秀次を置き大阪城をば新に生れたる秀頼に與へ
 んとなしたり故に目下朝鮮征伐中なるにも拘はらず此形勝の地を占
 めて老後の隠退所に宛てたるものなるが如し又大阪と京都とを制す
 る政略的の意味もありたるが如し是に於てか貳拾五萬人を役使して
 この大工事を起せり本丸西丸松の丸名古屋丸等の城は勿論殿堂など
 輪奐の美を盡して出來上りたり此後秀吉は此地に移りて伏見の桃山
 は暫らく天下の政治の中心となりて所謂桃山時代なる名目も之より
 出で建築其他の美術等の上にも桃山式なる一熟語をも生じたるなり。
 慶長元年の大地震の時には天主閣並に門など倒れて多數の死者を出
 し彼の所謂地震加藤の故事は此時ありき又明の使者か爾を封じて日
 本國王となすといふ冊封を捧持し以て秀吉を怒らしたるも此地なり
 き慶長三年此大英雄の薨去せられたるも亦同じく此城に於てなり。

太閤薨じたる翌々年關ヶ原の役は起りしが其初め家康は會津征伐の爲め東へ下るに當りて鳥居彦衛門元忠を留めて此城に守らしめたる所石田方が其後より起りて小早川浮田毛利島津鍋島等數萬人を以て之を攻め城兵克く支へたれども内應する者あり城は遂に陥り松の丸本丸名古屋丸等城中の或部分は此の際に消失せり。

此籠城に就ても悲惨なる物語あり懸て關ヶ原に大勝を得たる後に家康自身にて暫時此處に居り其後又腹心の者をして之を守らしめたれども元和元年大阪落城後は既に京都には二條城を有し今又大阪城を手に歸せしかば桃山の城の必要もさまで大ならずと認め間もなく城を撤するに至れり而して其材木を京都及び附近の寺社へ分ちたりかの西本願寺醍醐寺竹生島などに所謂桃山御殿の遺物として傳へられたるもの今日にも現存す之を見るもの如何に其の壯麗なりしかは分

明する所なるべし。

先帝御登極の初め王政復古なる目出度き事件ありしが此時の戦争の初めなる伏見鳥羽の戦も此地が始めなりき此時官軍(薩摩方)早く此桃山の要地を占領して大に好都合を得たりといふ。

斯くの如く桓武天皇の御陵もあり其後も皇室と由緒淺からざる處にして此明治の聖帝の御陵の地となるは寔に相應はしき事に拜察せらる殊に豊太閤の朝鮮征伐中に經營したる桃山城の跡に其の朝鮮を併合せられたる聖天子の御陵となる又一般の感慨に堪へざる所なり。

尙ほ今回御陵墓地となるべき地域は最も形勝の雄大なる天主閣附近を選定せられたりと聞く山河の形勢依然として豊家の雄圖空しく徒らに詩人をして感慨に堪えざらしめし桃山の地は今や世界に比類なき聖主の御陵墓となり春毎に咲き匂ふ梅谷の花と共に千古に薫るな

るべし。

●御陵所地鎮祭

○大喪彙報

○陵所地鎮祭次第御治定 陵所地鎮祭ノ儀左ノ通定メラル

○陵所地鎮祭ノ儀

八月十九日午前八時祭場ヲ鋪設ス

其ノ儀陵所ノ四隅ニ葉附キノ青竹ヲ樹テ注連繩ヲ懸ケ四手ヲ垂ル

午前九時大喪使事務官一人著床

服裝通常服喪章ヲ服ス

次ニ神職著床

服裝淨衣淺沓

次ニ神饌ヲ奠ス神職奉仕

次ニ神職祭詞ヲ奏ス神職奉仕

次ニ神饌ヲ撤ス神職奉仕

次ニ各退下

●大喪使官制

○勅令

(官報全文)

朕大喪使官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正元年七月三十日

内閣總理大臣	侯爵	西園寺	公望
海軍大臣	男爵	齋藤	實
遞信大臣	伯爵	林	董
司法大臣		松田	正久
内務大臣		原	敬
外務大臣	子爵	内田	康哉
農商務大臣	男爵	牧野	伸顯
文部大臣		長谷場	純孝

大藏大臣 山本達雄
陸軍大臣 男爵 上原勇作

勅令第一號

大喪使官制

第一條 大行天皇ノ大喪ニ關スル事務ヲ掌理セシムル爲宮中ニ大喪使ヲ置ク

第二條 大喪使ニ總裁副總裁及事務官ヲ置ク

第三條 總裁ハ皇族中ヨリ之ヲ勅命ス

副總裁ハ親任官事務官ハ勅任官又ハ奏任官ノ中ヨリ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ命ス

第四條 副總裁ハ總裁ヲ輔ケ一切ノ事務ヲ總理ス

事務官ハ總裁又ハ副總裁ノ命ヲ承ケ事務ヲ分掌ス

第五條 大喪使ニ書記ヲ置キ判任官ノ中ヨリ總裁之ヲ命ス指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第六條 祭事ヲ掌ラシムル爲メ大喪使ニ左ノ職員ヲ置ク

祭官長

一人

勅任待遇

祭官副長

二人

勅任待遇

祭官

奏任待遇

第七條 祭官長祭官副長及祭官ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ命ス

第八條 大喪使職員ニシテ本官アル者ハ本官ノ待遇ヲ受ク

第九條 使務ノ處理ニ關スル規程ハ總裁之ヲ定ム

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●大喪使職員任命

大喪使總裁被仰付
大喪使副總裁被仰付

大勳位功二級 貞愛親王
宮内大臣 伯爵 邊 千秋
内閣書記官長 南 弘
内閣書記官 牛塚 虎太郎
内閣書記官 天 岡 直 嘉

內閣書記官 下條 康 磨
 法制局長官法學博士 岡野 敬 次 郎
 法制局參事官 中 西 清 一
 鐵道院副總裁工學博士 平井 晴 二 郎
 鐵道院理事 山 之 內 一 次 郎
 宮內次官 河 村 金 五 郎
 宮內大臣秘書官 近 藤 久 敬
 宮內大臣秘書官 上 野 季 三 郎
 宮內書記官男爵 小 原 駿 吉
 宮內書記官 栗 原 廣 太
 宮內書記官 大 木 舉 雄
 宮內書記官 松 根 豐 次 郎
 宮內書記官公爵 岩 倉 具 張
 式部次官公爵 伊 藤 博 邦
 式部官子爵 福 羽 逸 人
 式部官 市 來 政 方
 式部官子爵 稻 葉 正 繩
 式部官 淺 野 長 之

式部官 蜂 須 賀 正 韶
 掌典 佐 伯 有 義
 大膳寮主事男爵 萬里小路 正 秀
 諸陵頭理學博士 山 口 銳 之 助
 主殿頭 吉 田 醇 一
 內匠頭工學博士 片 山 東 熊
 內匠寮技師 足 立 鳩 吉
 內匠寮技師 山 本 直 三 郎
 內匠寮技師 木 子 幸 三 郎
 主馬頭子爵 藤 波 言 忠
 調度頭 長 崎 省 吾
 內大臣秘書官長 股 野 琢
 帝室會計審查局長官 齋 藤 桃 太 郎
 外務次官 倉 知 鐵 吉
 外務大臣秘書官 吉 田 要 作
 外務書記官男爵 大 島 富 士 太 郎
 大使館參事官 松 井 慶 四 郎
 內務次官 床 次 竹 二 郎

内務省地方局長法學博士 水野 鍊太郎
内務省警保局長法學博士 古賀 廉造

大藏次官 橋本 圭三郎

大藏省主計局長 市來 乙彦

大藏書記官 磯野 定次郎

陸軍次官 岡 市之助

陸軍歩兵大佐 宇垣 一成

陸軍歩兵少佐 高須 俊次

陸軍歩兵大尉 田村 明十郎

海軍次官 財部 彪

海軍大佐 森山 慶三郎

海軍中佐 坂本 則俊

警視總監 安樂 兼道

警 視 太田 政弘

内匠寮主事 三室 戶敬光

調度寮主事 齋藤 易

大襄使事務官 股野 琢

(各 通)

大襄使事務官被仰付

(各 通)

大襄使事務官 齋藤 桃太郎

大襄使事務官法學博士 岡野 敬次郎

大襄使事務官 河村 金五郎

大襄使事務官 南 弘

大襄使事務官 橋本 圭三郎

大襄使事務官 中西 清一

大襄使事務官 近藤 久敬

大襄使事務官 栗原 廣太

大襄使事務官 牛塚 虎太郎

大襄使事務官 河村 金五郎

大襄使事務官 床次 竹二郎

大襄使事務官 安樂 兼道

大襄使事務官法學博士 水野 鍊太郎

大襄使事務官法學博士 古賀 廉造

大襄使事務官男爵 萬里 小路正秀

大襄使事務官 市來 政方

評議所評議員ヲ命ス

(各 通)

評議所員ヲ命ス
總務部長ヲ命ス

(各通)

總務部員ヲ命ス
儀式部長ヲ命ス

- 大裏使事務官 中西清一
- 大裏使事務官男爵 小原銓吉
- 大裏使事務官 近藤久敬
- 大裏使事務官 太田政弘
- 大裏使事務官 上野季三
- 大裏使事務官 栗原廣太
- 大裏使事務官男爵 大鳥富士太郎
- 大裏使事務官 牛塚虎太郎
- 大裏使事務官 天岡直嘉
- 大裏使事務官 大木彝雄
- 大裏使事務官 松根豐次郎
- 大裏使事務官 下條康慶
- 大裏使事務官公爵 岩倉具張
- 大裏使事務官 齋藤桃太郎
- 大裏使事務官子爵 藤波言忠
- 大裏使事務官 長崎省吾
- 大裏使事務官公爵 伊藤博邦

(各通)

- 大裏使事務官 松井慶四郎
- 大裏使事務官 岡市之助
- 大裏使事務官 財部彪
- 大裏使事務官 倉知鐵吉
- 大裏使事務官子爵 福羽逸人
- 大裏使事務官 吉田要作
- 大裏使事務官 市來政方
- 大裏使事務官 吉田醇一
- 大裏使事務官子爵 稻葉正繩
- 大裏使事務官 森山慶三郎
- 大裏使事務官 宇垣一成
- 大裏使事務官 栗原廣太
- 大裏使事務官男爵 大鳥富士太郎
- 大裏使事務官 淺野長之
- 大裏使事務官 蜂須賀正韶
- 大裏使事務官 坂本則俊
- 大裏使事務官 高須俊次
- 大裏使事務官 佐伯有義

大裏使事務官 田村明十郎

大裏使事務官理學博士 山口銳之助
大裏使事務官工學博士 片山東熊

大裏使事務官 山本直三郎

大裏使事務官工學博士 片山東熊

大裏使事務官 足立鳩吉

大裏使事務官 木子幸三郎

大裏使事務官 橋本圭三郎

大裏使事務官 市來乙彦

大裏使事務官 磯野定次郎

大裏使事務官 牛塚虎太郎

大裏使事務官 天岡直嘉

大裏使事務官 長崎省吾

大裏使事務官 山之内一次

大裏使事務官 大木彝雄

儀式部員ヲ命ス
山作部長ヲ命ス

(各 通)

山作部員ヲ命ス

工營部長ヲ命ス

(各 通)

工營部員ヲ命ス

主計部長ヲ命ス

(各 通)

主計部員ヲ命ス

用度部長ヲ命ス

(各 通)

用度部員ヲ命ス

鐵道部長ヲ命ス

鐵道部員ヲ命ス(以上八月一日大裏使)

(各 通)

儀式部員ヲ命ス

工營部員ヲ命ス

山作部員工營部員ヲ命ス

用度部員ヲ命ス(以上八月七日大裏使)

大裏儀參列陸海軍諸兵指揮官被仰付

大裏儀參列陸海軍諸兵參謀長被仰付

大裏儀海軍儀仗隊司令官被仰付(以上八月三十日內閣)

(各 通)

大裏儀參列陸海軍諸兵參謀被仰付

(各 通)

大裏儀參列陸海軍諸兵指揮官副官被仰付(以上八月三十日陸軍省)

大裏使事務官工學博士 平井晴二郎

大裏使事務官 山之内一次

大裏使事務官男爵 萬里小路正秀

大裏使事務官男爵 小原 駿吉

大裏使事務官 山本直三郎

大裏使事務官 三室戶敬光

大裏使事務官 齋藤 易

陸軍大將子爵 川村 景明

陸軍少將 田中 義一

海軍少將 江口 麟六

陸軍步兵中佐 菱川 隆

陸軍步兵大尉 福井 重記

陸軍步兵少佐 谷村 定規

陸軍工兵大尉 若山 善太郎

大裏儀參列陸海軍諸兵參謀被仰付
 大裏儀參列陸海軍諸兵指揮官副官被仰付
 大裏儀海軍儀仗隊參謀被仰付
 大裏儀海軍儀仗隊副官被仰付
 大儀使祭官長被仰付

(各 通)

大裏使祭官副長被仰付

海軍中佐	伊集院 俊
海軍大尉	谷井 德之助
海軍少佐	北村 又吉
海軍大尉	杉本 幸雄
正二位勳三等公爵	鷹司 熙通
從二位勳三等伯爵	正親町 實正
從二位勳四等伯爵	萬里小路 通房
從二位勳四等伯爵	大原 重朝
從四位伯爵	勸修寺 經雄
從五位勳五等功五級伯爵	飛鳥井 恒麿
從二位勳四等子爵	堤 功長
從二位勳六等子爵	長谷 信成
正三位勳三等功五級子爵	裏松 良光
正三位勳四等子爵	藤井 行德
正三位勳四等子爵	久世 通章
正三位勳四等子爵	唐橋 在正
正三位勳四等子爵	野宮 定毅

(各 通)

大裏使祭官被仰付

(各 通)

正三位勳四等子爵	大宮 以季
從三位子爵	勘解由小路 資承
正四位子爵	町尻 量弘
正四位子爵	石野 基道
從四位子爵	今城 定政
從三位勳四等男爵	藤枝 雅之
從四位男爵	正親町 季董
從六位勳六等	萩原 嚴雄
式部長官伯爵	戶田 氏共
帝室會計審查局長官	齋藤 桃太郎
式部次官公爵	伊藤 博邦
宮内次官	河村 金五郎
陸軍次官	岡市 之助
海軍次官	財部 彪
外務次官	倉知 鐵吉
式部官子爵	稻葉 正繩
宮内省御用掛	井上 勝之助
外務書記官男爵	大島 富士太郎

大裏儀參列特派使節接件事務委員被仰付(八月十七日宮内省)

●大喪使事務分掌規程

○大喪彙報

(官報全文)

○大喪使事務分掌規程 大喪使事務分掌規程ヲ去月三十一日左ノ通定メタリ

大喪使事務分掌規程

第一條 大喪使ニ評議所及左ノ七部ヲ置ク

總務部

儀式部

山作部

計部

營部

工部

用部

鐵道部

第二條

第三條

第四條

第五條

評議所ハ大喪ニ關スル一切ノ事項ヲ審議ス
總務部ニ於テハ他ノ部ニ屬セサル一切ノ事務ヲ掌ル
儀式部ニ於テハ祭儀典式ニ關スル事務ヲ掌ル
山作部ニ於テハ山陵造營ノ事ヲ掌ル

第六條 主計部ニ於テハ會計ニ關スル事務ヲ掌ル

第七條 工營部ニ於テハ建築土工ノ事ヲ掌ル

第八條 用度部ニ於テハ物件ノ購入、供給及運送ニ關スル事務ヲ掌ル

第九條 鐵道部ニ於テハ鐵道運輸ニ關スル事務ヲ掌ル

第十條 評議所ニ評議員及所員ヲ置キ各部ニ部長及部員ヲ置ク

第十一條 評議員、部長及所部員ハ事務官ノ中ヨリ總裁之ヲ命ス

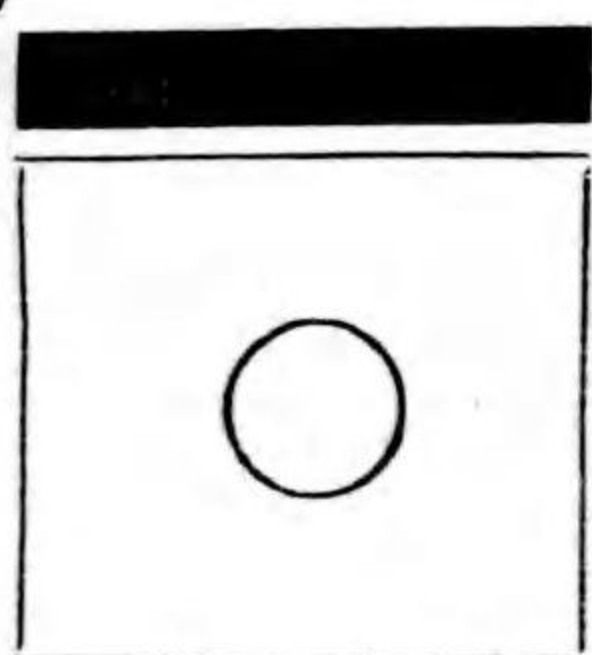
第十二條 各部ヨリ總裁、副總裁ニ提出スル書類ハ總テ評議所ヲ經由スヘシ

●大喪中國旗掲揚方

○閣令

(官報全文)

大喪中國旗ヲ掲揚スルトキハ竿球ハ黒布ヲ以テ之ヲ蔽ヒ且旗竿ノ上部ニ黒布ヲ附スヘシ其ノ圖式左ノ如シ



大正元年七月三十日

内閣總理大臣 侯爵 西園寺 公望

●大喪中喪章佩用方

○閣 令

皇室喪服規程其ノ他別段ノ定アルモノヲ除クノ外大喪中ノ喪章左ノ
通定ム

和服 衣服ノ左胸ニ蝶形結ノ黒布ヲ附ス

洋服 左腕ニ黒布ヲ纏フ

大正元年八月一日

内閣總理大臣 侯爵 西園寺 公望

弔旗と喪章に就ての一般の心得

御大喪に就きて國民の弔旗奉掲並に喪章を附すべき期間は今後一ケ
年間にして臣民が國旗を掲ぐる場合(即ち祝祭日の如き)及び大喪儀の
三日間は必ず弔旗を掲ぐべく其他は全く人々の隨意にして又喪章は

今後一ケ年間は禮服通常服の別なく必ず之を附すべし。

●大喪の喪期と喪服

(大正元年八月一日宮内大臣官房調査課査稿)

▲喪 期

一天皇皇族及び臣民の喪期は一年とす

(参照)明治四十二年皇室令第十二號皇室喪服令

第一條 父(中略)の喪は一年とす

第十九條 天皇、大行天皇(中略)の喪に丁るときは大喪とす

第十五條 大喪には皇族及び臣民喪を服す

一喪期は七月三十日より起り大正二年七月二十九日に終る

(参照)明治四十二年皇室令第十二號皇室喪服令

第十四條 服喪の日數は崩御(中略)の日より起算す

一喪期は左の如く之を三期に分つ

第一期 五十日(自七月三十日至九月十七日)

第二期 五十日(自九月十八日至十一月七日)
 第三期 殘日數(自十一月八日至大正二年七月二十九日)
 (參照)明治四十二年皇室令第十二號皇室喪服令
 第二十九條 一年の喪は之を三期に分ち第一期第二期は各五十日とし殘る日數を以て第三期とす

▲喪服 ●男子の喪服

第一號

服裝の種類

喪期の區分及喪章

第一期

第二期

第三期

帶劍帶刀の制ある制服

黒紗(巾凡三寸)を左腕に纏ふ黒紗を以て劍又は刀の柄を巻く但し短劍又は短刀は此の限に在らず

同

上

同

上

帶劍帶刀の制ある制服にして劍又は刀を佩用せざるときは第二號に依る

第二號

服裝の種類

喪期の區分及喪章

第一期

第二期

第三期

帶劍帶刀の制なき制服

黒紗巾凡三寸を左腕に纏ふ但濶袖の制服は此限に在らず

同

上

同

上

第三號

喪期の區分及喪章

第一期

第二期

第三期

通常禮服及通常服

黒紗巾凡三寸を左腕に纏ふ黒羅紗巾凡三寸を以て帽を巻く

同

上

同

上

通常服の帽、襟飾は黒色とし上衣、下衣、袴、手套は第一期に限り黒色とす但し鼠色の手套を用ふることを得

●女子の喪服

第一洋服

喪期の區分及喪章

服装の種類

第一期
衣は黒色とし地質
適宜光澤なきもの
とす黒紗の飾を附
す其の他の飾は總
て黒色とす

第二期
同
上

第三期
衣は黒色又は灰色
白色の類とし地質
適宜とす飾は衣黒
色なるときは色適
宜衣灰色、白色の
類なる時は黒色と
す

(服常通及服禮)

帽、帽飾、髪飾は總
て黒色とす但し大
喪及一年の喪には
黒縮紗を背後に垂
る

帽は黒色とし帽飾
髪飾は黒色又は灰
色、白色の類とす

帽は黒色とし帽飾
髪飾は色適宜

覆面は黒色とす

覆面は黒色又は白
色の類とす

同
上

手套、扇、傘、靴、靴足袋は黒色とす但し第三期に於ては灰色白色の類を用ふることを得

第二 袴 袴

▲高等官の着用すべき分

喪期の区分及喪章

服装の種類

第一期

第二期

第三期

袴

袴は黒橡色布とし
袴は柑子色布とす

同

上

袴は鈍色生絹とし
袴は萱草色生絹と
す但し冬季は袴に
萱草色の裏平絹を
用ふ

髪は第一及第二期に於ては垂髪を引き第三期に於ては垂髪を引かず元結、
足袋は白色扇(ボンポリ)は骨黒色地鈍色、草履の緒及靴は柑子色又は萱草色と
す

▲判任官以下の着用すべき分

喪期の区分及喪章

服飾の種類

第一期

第二期

第三期

袴

袴は鼠色布とし袴
は萱草色布とす

同

上

同
上

髪は第一期及第二期に於ては垂髪を引き第三期に於ては垂髪を引かず元結、
足袋草履の緒は白色、扇(ボンポリ)は骨黒色地鈍色、靴は萱草色とす

(参照)明治四十四年六月十五日宮内省告示の勅定せられたる皇室喪服規定
以上の外の服装

和服 衣服の左胸に蝶形結の黒布を附す
洋服 左腕に黒布を纏ふ

(参照)大正元年八月一日閣令第二號

●廢朝中服役特免等ニ關スル件

○勅 令

朕廢朝中服役特免等ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正元年七月三十日

- 内閣總理大臣 侯爵 西園寺 公望
- 海軍大臣 男爵 齋 藤 實
- 司法大臣 松田 正久
- 内務大臣 原 敬
- 陸軍大臣 男爵 上原 勇作

勅令第二號

廢朝中ハ囚人ノ服役ヲ特免シ死刑及笞刑ノ執行竝歌舞音曲ヲ停止ス

附 則

本令ハ大正元年七月三十一日ヨリ之ヲ施行ス

●陸軍禮式ニ關スル件

○軍 令

朕陸軍禮式ニ依ル軍樂及喇叭ノ吹奏竝禮砲式ノ停止ニ關スル件ヲ制定シ之カ施行ヲ命ス

御名 御璽

大正元年八月二日

陸軍大臣 男爵 上原 勇作

軍令陸第一號

大喪間陸軍禮式ニ依ル軍樂及喇叭ノ吹奏ヲ止メ竝同令所定ノ禮砲式ヲ行ハス

●陸軍ニ於ケル懲罰免除ニ關スル件

○軍令

朕陸軍ニ於ケル懲罰ノ免除ニ關スル件ヲ制定シ之カ施行ヲ命ス

御名 御璽

大正元年八月五日

陸軍大臣 男爵 上原 勇 作

軍令陸第二號

大喪ニ付特典ヲ以テ七月三十日ニ於テ陸軍懲罰令ニ依リ現ニ懲罰執行中ノ者又ハ執行猶豫若ハ停止中ノ者及七月三十日以前ノ犯行者ニシテ懲罰處分未濟ノ者ハ其ノ懲罰ヲ免除ス

●海軍ニ於ケル懲罰免除ニ關スル件

○達

海軍省達第一號

大行天皇崩御ニ付海軍懲罰令ニ依リ懲罰ニ處セラレ大正元年七月三十日其ノ執行中ノ者ハ特ニ懲罰ヲ免セラル

大正元年八月五日

海軍大臣 男爵 齋 藤 實

●帝國議會召集詔

○詔書

朕帝國憲法第七條及第四十三條ニ依リ本年八月二十一日ヲ以テ帝國議會ヲ東京ニ召集シ三日ヲ以テ會期ト爲スヘキコトヲ命ス

御名 御璽

大正元年八月六日

内閣總理大臣	侯爵	西園寺	公望
海軍大臣	男爵	齋藤	實
逓信大臣	伯爵	林	董
司法大臣		松田	久
内務大臣		原	敬
外務大臣	子爵	内田	康哉
農商務大臣	男爵	牧野	伸顯
文部大臣		長谷場	純孝
大藏大臣		山本	達雄
陸軍大臣	男爵	上原	勇作

●帝國議會開會の詔

○詔 書

朕帝國憲法第七條及議院法第五條ニ依リ八月二十三
日ヲ以テ帝國議會ノ開會ヲ命ス

御名 御璽

大正元年八月二十二日

内閣總理大臣	侯爵	西園寺	公望
海軍大臣	男爵	齋藤	實
逓信大臣	伯爵	林	董
司法大臣		松田	久
内務大臣		原	敬
外務大臣	子爵	内田	康哉
農商務大臣	男爵	牧野	伸顯
文部大臣		長谷場	純孝
大藏大臣		山本	達雄
陸軍大臣	男爵	上原	勇作

○帝國議會

○本日帝國議會開院式勅語左ノ如シ
朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク
朕新ニ大統ヲ繼キ祖宗ノ宏謨ニ遵ヒ先帝ノ遺緒ヲ紹述セムコトヲ
期ス
朕今皇考大喪ノ儀ヲ行ハムトスルニ方リ國務大臣ニ命シテ之ニ關
スル豫算案ヲ提出セシム卿等審議以テ協贊ノ任ヲ竭サムコトヲ望
ム

○豫算

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル明治四十五年年度歳入歳出總豫算追加ヲ裁
可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正元年八月二十五日

内閣總理大臣 侯爵 西園寺 公望

豫算

明治四十五年年度歳入歳出追加額ヲ各百五拾四萬五千參百八拾九圓ト
定ム其款項ハ別冊歳入歳出豫算ニ據ルヘシ

大藏 大臣 山本 達 雄

(別冊)

歳入臨時部

第十一款 前年度繰入金 金百五拾四萬五千參百八拾九圓

第一項 前年度繰入金 金百五拾四萬五千參百八拾九圓

歳出臨時部

大藏省所管

第二十二款 大喪費 金百五拾四萬五千參百八拾九圓

第一項 大喪費 金百五拾四萬五千參百八拾九圓

○帝國議會

○本日帝國議會閉會式勅語左ノ如シ

朕貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク
朕本日ヲ以テ帝國議會ノ閉會ヲ命シ併セテ卿等勵精克ク協賛ノ任
ヲ竭セルノ勞ヲ嘉獎ス

●御名代

○宮廷錄事

○御名代 大葬儀當日宮城ヨリ青山葬場殿マテ御途中、青山葬場殿御
儀式終了後桃山陵所斂葬ヲ畢ルマテ、斂葬翌日山陵祭、山陵五十日祭、
天皇陛下御名代ヲ載仁親王殿下ニ、桃山陵所斂葬ノ儀斂葬翌日山陵祭
山陵五十日祭、皇后陛下御名代ヲ載仁親王妃智惠子殿下ニ、桃山陵所
斂葬ノ儀斂葬翌日山陵祭、山陵五十日祭皇太后陛下御名代ヲ依仁親王
妃周子殿下ニ仰付ケラレ候旨御沙汰アラセラレタリ

●供奉ニ關スル件

○大葬彙報

○供奉 來ル九月十四日青山假停車場桃山假停車場間靈柩乘御ノ列
車内ニ護衛ノタメ近衛將校十人供奉スヘキ旨定メラレタリ

○大喪彙報

○大喪儀諸次第御治定 殯宮移御ノ儀、殯宮移御後常御所祓除ノ儀、殯宮日供
ノ儀、殯宮移御翌日祭ノ儀、殯宮二十日祭ノ儀、殯宮三十日祭ノ儀、殯宮四十日祭
ノ儀、斂葬前日殯宮拜禮ノ儀、斂葬前日陵所祓除ノ儀、靈代奉安ノ儀、斂葬當日殯
宮祭ノ儀、輜車發引ノ儀、斂葬ノ儀、斂葬翌日權殿祭ノ儀、權殿日供ノ儀、斂葬翌日
山陵祭ノ儀、山陵日供ノ儀、權殿五十日祭ノ儀、山陵五十日祭ノ儀、左ノ通定メラル

○殯宮移御ノ儀

八月十三日午後一時殯宮殿正ヲ裝飾ス 大喪使事
務官奉仕

其ノ儀左右後三面ニ壁代帛 白色ヲ作り前面ニ御幌 白色帛、竝御簾 綠、
懸ケ中央ニ簀薦ヲ鋪キ御座ヲ設ケ御後ニ屏風ヲ立テ御内櫛ヲ御座ノ傍ニ
安ク

午後四時親任官待遇、公爵、從一位、勳一等竝以上夫人朝集所ニ參集シ宮内高等
官便宜ノ所ニ參集ス

服裝男子ハ大禮服、正裝、正服、服制ナキ者ハ通常禮服各喪章ヲ附ス女子ハ通

常服(裏)關係諸員亦同シ

次ニ式部官前導諸員殯宮前ノ御路ニ臚列奉迎ス
午後五時靈柩常御所ヨリ出御ヲ執ル

式部長官、宮内大臣前行シ侍從御劔ヲ奉シ侍從長、侍從、侍從武官長、侍從武官御後ニ候ス

天皇御正服(裏)侍從長、侍從、侍從武官扈從ス

皇后御(裏)通常(裏)侍從、侍從武官扈從ス

皇太后御(裏)通常(裏)侍從、侍從武官扈從ス

親王、親王妃、王、王妃、大勳位、親任、官、大臣待遇並以上夫人、大喪使事務官五人供奉ス

次ニ靈柩殯宮ニ著御
次ニ天皇皇后皇太后便殿ニ入御

扈從前ニ同シ

次ニ靈柩ヲ御内柳御覆白ニ納ム侍從

御柳内ニ御疊、御茵ヲ鋪キ奉安

次ニ御内柳ヲ御座ニ奉安ス

此ノ時御座ノ前面左右ニ眞楠各一株
左梓ニ樹ヲ懸ケニ右黄色帛、白色帛ヲ懸ケ

御劔ヲ案木上ニ安ク

是ヨリ先キ案ヲ御内柳ノ首位ニ安ク

御燈白木菊燈ヲ點ス

是ヨリ先キ燈籠ヲ御座ノ四隅ニ安キ菊燈臺ヲ御内柳ノ前左右ニ安ク

次ニ大喪使事務官著床
次ニ祭官長、祭官副長、祭官著床

服裝衣冠單、冠卷、襪、靴、色黒、布、楡扇、鈍、烏皮、敷、色絹

次ニ宮内勅任官宮内奏任官總代各二人著床

次ニ大行天皇側近奉仕ノ高等官、同待遇、大行天皇ノ親族タル華族總代二人及

御違例中ノ拜診醫著床

次ニ大勳位、親任官、大臣待遇、親任待遇、公爵、從一位、勳一等竝以上夫人參進本位ニ就ク

次ニ親王、親王妃、王、王妃參進本位ニ就ク

次ニ天皇皇后皇太后出御ニ御椅子著御

扈從前ニ同シ

次ニ御簾ヲ奉ク奉仕

此ノ間奏樂

次ニ御饌供御ノヲ奠ス祭官副長、祭官奉仕

此ノ間奏樂

次ニ祭官長祭詞ヲ奏ス

次ニ天皇皇后皇太后御拜禮

次ニ親王、親王妃、王、王妃拜禮

次ニ天皇皇后皇太后入御

扈從前ニ同シ

次ニ諸員拜禮

次ニ御饌ヲ撤ス祭官副長、祭官奉仕
此ノ間奏樂
次ニ御簾ヲ垂ル祭官奉仕
此ノ間奏樂
次ニ各退下

○殯宮移御後常御所祓除ノ儀

八月十三日午後六時大喪使事務官二人著床

服裝通常服裏章ヲ附ス

次ニ祭官著床

服裝布衣、黒椽奴袴、鈍色烏帽子、艶木笏、烏皮履、數色絹

次ニ祓除ヲ修ス祭官奉仕

次ニ各退下

○殯宮日供ノ儀

午前九時祭官副長、祭官着床

服裝衣冠單

次ニ御簾ヲ奉ク奉仕

次ニ御饌臺五ヲ奠ス祭官副長、
 次ニ祭官副長祭詞ヲ奏ス
 次ニ御饌ヲ撤ス祭官副長、
 次ニ御簾ヲ垂ル祭官奉仕
 次ニ各退下

(注意)

- 一 八月十四日ヨリ九月十二日マテ毎日日本儀ヲ行フ
- 二 本儀中ノ時刻ハ場合ニ依リ之ヲ繰上クルコトヲ得

○殯宮移御翌日祭ノ儀

八月十四日午前七時殯宮ヲ裝飾ス大喪使事務官奉仕

午前九時大勳位、親任官、大臣待遇、親任待遇、公爵、從一位、勳一等、各官廳勅任官總代一人、侯伯子男各爵總代一人、朝鮮貴族各爵總代一人竝以上夫人、各官廳奏任官總代一人朝集所ニ參集ス

服裝男子ハ大禮服、正裝、正服、服制ナキ者ハ通常禮服各裏章ヲ附ス女子ハ通常服(服)關係諸員亦同シ

次ニ大喪使事務官五人著床

次ニ祭官長、祭官副長、祭官著床

服裝衣冠單

次ニ宮内勅任官宮内奏任官總代各二人著床

次ニ大行天皇側近奉仕ノ高等官、同待遇、大行天皇ノ親族タル華族總代二人及御違例中ノ拜診醫著床

次ニ式部官前導諸員參進本位ニ就ク

次ニ天皇御正裝裏出御ニ著御子

式部長官、宮内大臣前行シ侍從長、侍從、侍從武官長、侍從武官御後ニ候シ親

王、王供奉ス

次ニ皇后御通常(喪服)出御ニ著御子

皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ親王妃、王妃供奉ス

次ニ皇太后御通常(喪服)出御ニ著御子

皇太后宮大夫前行シ女官御後ニ候ス

次ニ御簾ヲ奉仕

此ノ間奏樂

次ニ御饌平日ヲ奠ス祭官副長、

此ノ間奏樂

次ニ幣物御劔一口、白鞘、赤色錦囊ニ納レ、赤色綾ノ組紐ヲ以テテ、奠ス祭官副長、此ノ間奏樂

次ニ祭官長祭詞ヲ奏ス

次ニ天皇御拜禮御誄ヲ奏ス

次ニ皇后皇太后御拜禮

次ニ親王、親王妃、王妃拜禮

次ニ天皇皇后皇太后入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物御饌ヲ撤ス祭官副長、此ノ間奏樂

次ニ御簾ヲ垂ル祭官

此ノ間奏樂

次ニ各退下

○殯宮二十日祭ノ儀

八月十八日午前八時大喪使事務官三人著床

服裝大禮服、正裝、正服各裏章ヲ附ス關係諸員亦同シ
次ニ祭官長、祭官副長、祭官著床
服裝衣冠單

次ニ宮内勅任官宮内奏任官總代各二人著床

次ニ大行天皇側近奉仕ノ高等官、同待遇、大行天皇ノ親族タル華族總代二人及

御違例中ノ拜診醫著床

次ニ親王、親王妃、(通常服)王、王妃、(通常服)參進本位ニ就ク

次ニ御簾ヲ奉仕

此ノ間奏樂

次ニ御饌平日ノヲ奠ス祭官副長、此ノ間奏樂

次ニ幣物紅白帛各五匹、(柳宮ニ納ム)祭官副長、

此ノ間奏樂

次ニ祭官長祭詞ヲ奏ス

次ニ天皇御正裝裏出御御拜禮直ニ入御

式部長官、宮内大臣前行シ侍從長、侍從、侍從武官長、侍從武官扨從ス

次ニ皇后御通常出御御拜禮直ニ入御

皇后宮大夫前行シ女官通常扨從ス

次ニ皇太后御通常出御御拜禮直ニ入御

皇太后宮大夫前行シ女官通常扨從ス

次ニ親王、親王妃、王、王妃拜禮

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物御饌ヲ撤ス祭官副長、

此ノ間奏樂

次ニ御簾ヲ垂ル祭官

此ノ間奏樂

次ニ各退下

○殯宮三十日祭ノ儀

八月二十八日午前八時大裏使事務官三人著床

服裝大禮服、正裝、正服各裏章ヲ附ス關係諸員亦同シ

次ニ祭官長、祭官副長、祭官著床

服裝衣冠畢

次ニ宮内勅任官宮内奏任官總代各二人著床

次ニ大行天皇側近奉仕ノ高等官、同待遇、大行天皇ノ親族タル華族總代二人及

御違例中ノ拜診醫著床

次ニ親王、親王妃通常服王、王妃通常服參進本位ニ就ク

次ニ御簾ヲ奉仕

此ノ間奏樂

次ニ御饌平日ヲ奠ス祭官副長、

此ノ間奏樂

次ニ祭官長祭詞ヲ奏ス

次ニ天皇御正裝出御御拜禮直ニ入御

式部長官、宮内大臣前行シ侍從長、侍從、侍從武官長、侍從武官扨從ス

次ニ皇后御通常出御御拜禮直ニ入御

皇后宮大夫前行シ女官通常扨從ス

次ニ皇太后御通常出御御拜禮直ニ入御

皇太后宮大夫前行シ女官通常扨從ス

次ニ親王、親王妃、王、王妃拜禮

次ニ諸員拜禮

次ニ御饌ヲ撤ス祭官副長、祭官奉仕

此ノ間奏樂

次ニ御簾ヲ垂ル祭官奉仕

此ノ間奏樂

次ニ各退下

○殯宮四十日祭ノ儀

九月七日午前八時大喪使事務官三人著床

服裝大禮裝、正裝、正服各裏章ヲ附ス關係諸員亦同シ

次ニ祭官長、祭官副長、祭官著床

服裝衣冠單

次ニ宮内勅任官宮内奏任官總代各二人著床

次ニ大行天皇側近奉仕ノ高等官、同待遇、大行天皇ノ親族タル華族總代二人及

御違例中ノ拜診醫著床

次ニ親王、親王妃、（通常服）王、王妃、（通常服）參進本位ニ就ク

次ニ御簾ヲ奉ケ祭官奉仕

此ノ間奏樂

次ニ御饌、平日ノヲ奠ス祭官副長、祭官奉仕

此ノ間奏樂

次ニ祭官長祭詞ヲ奏ス

次ニ天皇御正裝裏出御御拜禮直ニ入御

式部長官、宮内大臣前行シ侍從長、侍從、侍從武官長、侍從武官扈從ス

次ニ皇后（通常服）出御御拜禮直ニ入御

皇后宮大夫前行シ女官（通常服）扈從ス

次ニ皇太后（通常服）出御拜禮直ニ入御

皇太后宮大夫前行シ女官（通常服）扈從ス

次ニ親王、親王妃、王、王妃拜禮

次ニ諸員拜禮

次ニ御饌ヲ撤ス祭官副長、祭官奉仕

此ノ間奏樂

次ニ御簾ヲ垂ル祭官奉仕

此ノ間奏樂

次ニ各退下

○斂葬前日殯宮拜禮ノ儀

九月十二日午前七時殯宮ヲ裝飾ス 大裏使事務官奉仕
午前九時大裏使事務官三人著床

服裝大禮服、正裝、正服各裏章ヲ附ス

次ニ祭官長、祭官副長、祭官著床

服裝衣冠單

次ニ御簾ヲ奉_レ祭官

此ノ間奏樂

次ニ御饌_平日ノヲ奠ス 祭官副長、祭官奉仕

此ノ間奏樂

次ニ祭官長、祭官副長退下

午前九時三十分ヨリ午後六時ニ至ル間、親任待遇、勅任官、同待遇、有爵者、朝鮮貴族、從四位勳三等以上ノ有位帶勳者並以上夫人、高等官五等以上ノ奏任官、貴族院議員、衆議院議員拜禮直ニ退下

服裝男子ハ大禮服、正裝、正服、服制ナキ者ハ通常禮服各裏章ヲ附ス女子ハ通常服(喪)神佛各宗派ノ管長ハ之ニ相當スル服

次ニ祭官長、祭官副長著床

次ニ御饌ヲ撤ス 祭官副長、祭官奉仕

此ノ間奏樂

次ニ御簾ヲ垂ル 祭官

此ノ間奏樂

次ニ各退下

○斂葬前日陵所祓除ノ儀

九月十二日午前十時大裏使事務官一人著床

服裝通常服裏章ヲ附ス

次ニ神職著床

服裝淨衣、淺沓

次ニ祓除ヲ修ス 神職奉仕

次ニ各退下

○靈代奉安ノ儀

九月十三日午前六時權殿間ノヲ裝飾ス大裏使事

其ノ儀内陳ノ左右後三面ニ壁代白色ヲ作リ前面ニ御幌白色帛竝御簾綾白

鉤紐ヲ懸ケ上段中央ニ御座疊御茵等ヲ設ク神籬ニ幣ヲ串ニ挿ツ其ノ上ニ奉

安シ御屏ヲ閉ツ御前左右ニ鑲金燈籠ヲ懸ケ白色細布之ヲ以ツ樹ツ其ノ上ニ奉

左右ニ眞榊懸ク木棉ヲ樹ツ

午前七時大裏使事務官五人著床

服裝衣冠單冠卷纓袍黑橡布帶劔扇黑骨烏皮履敷鈍

次ニ祭官長祭官副長祭官著床

服裝衣冠單

次ニ宮内勅任官宮内奏任官各二人著床

服裝大禮服正裝正服各裏章ヲ附ス關係諸員亦同シ

次ニ大行天皇側近奉仕ノ高等官同待遇大行天皇ノ親族タル華族總代二人及

御違例中ノ拜診醫著床

次ニ御簾ヲ奉ク祭官

此ノ間奏樂

次ニ御饌臺十六ヲ奠ス祭官副長

此ノ間奏樂

次ニ幣物木綿一卷紅白帛各一匹倭文一匹ヲ奠ス祭官副長

此ノ間奏樂

次ニ祭官長祭詞ヲ奏ス

次ニ天皇御正裝裏出御

式部長官宮内大臣前行シ侍從劔璽御覆茵ヲ奉シ侍從長侍從侍從武官長

侍從武官御後ニ候シ親王王供奉ス

次ニ皇后服(裏服)出御

皇后宮大夫前行シ女官(裏服)出御

皇太后宮大夫前行シ女官(裏服)出御

次ニ天皇皇后皇太后御拜禮

次ニ親王親王妃王王妃拜禮

次ニ天皇皇后皇太后入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物御饌ヲ撤ス祭官副長、

此ノ間奏樂 祭官奉仕

次ニ御簾ヲ垂ル祭官 此ノ間奏樂 祭官奉仕

次ニ各退下

○斂葬當日殯宮祭ノ儀

九月十三日午前七時殯宮ヲ裝飾ス大喪使事務官奉仕

午前八時大勳位親任官大臣待遇並以上夫人朝集所ニ參集ス

服裝男子ハ大禮服、正裝、正服各喪章ヲ附ス女子ハ通常服(裏)關係諸員亦同

次ニ大喪使事務官五人著床

服裝衣冠單、帶劔

次ニ祭官長、祭官副長、祭官著床

服裝衣冠單

次ニ宮内勅任官宮内奏任官總代各二人著床

次ニ大行天皇側近奉任ノ高等官、同待遇、大行天皇ノ親族タル華族總代二人及

御違例中ノ拜診醫著床

次ニ式部官前導諸員參進本位ニ就ク

次ニ天皇御正裝裏出御ニ著御子

式部長官、宮内大臣前行シ侍從劔璽御覆茜ヲ奉シ侍從長、侍從、侍從武官長、

侍從武官御後ニ候シ親王、王供奉ス

次ニ皇后(裏)出御ニ著御子

皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ親王妃、王妃供奉ス

次ニ皇太后(裏)出御ニ著御子

皇太后宮大夫前行シ女官御後ニ候ス

次ニ御簾ヲ奉ク祭官

此ノ間奏樂

次ニ御饌平日ノヲ奠ス祭官副長、

此ノ間奏樂

次ニ幣物紅白各一匹、白絶一匹、ヲ奠ス祭官副長、

此ノ間奏樂 祭官奉仕

次ニ祭官長祭詞ヲ奏ス

次ニ天皇皇后皇太后御拜禮

次ニ親王、親王妃、王、王妃拜禮

次ニ天皇皇后皇太后入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物御饌ヲ撤ス 祭官副長、祭官奉仕

此ノ間奏樂 祭官

次ニ御簾ヲ垂ル 祭官

此ノ間奏樂

次ニ各退下

○輜車發引ノ儀

九月十三日午後七時大勳位、親任官、大臣待遇、親任待遇、勅任官、同待遇、有爵者、朝鮮貴族、從四位勳三等以上ノ有位帶勳者、高等官五等、以上ノ奏任官、貴族院議員、衆議院議員、帝國學士院會員、道府縣會議長、東京市長、東京市會議長○各國交際官朝集所ニ參集ス

服裝大禮服、正裝、正服、服制ナキ者ハ通常禮服各喪章ヲ附ス關係諸員亦同

シ神佛各宗派ノ管長ハ之ニ相當スル服

午後八時式部官前導諸員御車寄前ニ臚列ス

次ニ輜車 唐庇ヲ御車寄ニ蓋ス 大喪使事務官(服裝)

次ニ靈柩 殯宮ヨリ出御 大行天皇御側近奉仕ノ高等官(服裝)

式部長官 服裝 衣冠 御宮内大臣 同前行シ 大行天皇御側近奉仕ノ高等官 一人上、内

奉ス 御後ニ候ス

次ニ靈柩ヲ輜車ニ奉遷ス 大喪使事務官(近奉仕)

御劍ヲ案木上ニ安ク 大行天皇御側近奉仕

是ヨリ先キ案ヲ靈柩ノ首位ニ安ク

脂燭ノ火ヲ松明ニ移ス 同上

移シ訖テ松明ヲ内舍人ニ授ク

次ニ靈輜進御

此ノ時道樂ヲ始ム

鹵簿左ノ如シ

警部(正裝裏章ヲ附ス) 警部(同上)

警視總監(正裝裏章ヲ附ス)

警部(正裝裏章ヲ附ス) 警部(同上)

警部(同上) 警部(同上)

陸軍儀仗兵

海軍儀仗兵

警部(同上)

警部(同上)

松明仕人(鈍色雜色) 大裏使書記(鈍色布衣)

大裏使事務官(衣冠單、帶劍) 松明仕人(鈍色雜色)

松明仕人(鈍色雜色) 大裏使書記(鈍色布衣)

松明仕人(鈍色雜色)

大裏使書記(鈍色布衣)

松明仕人(鈍色雜色) 內舍人(鈍色闕腋)

大裏使事務官(衣冠單、帶劍)

松明仕人(鈍色雜色) 內舍人(鈍色闕腋)

大裏使書記(鈍色布衣)

內舍人(同上)

鼓仕人(鈍色布衫) 鼓仕人(同上)

內舍人(同上)

鼓仕人(鈍色布衫) 鼓仕人(同上)

鼓仕人(同上)

鼓仕人(同上)

鼓仕人(同上) 鉦仕人(同上)

鼓仕人(同上)

鼓仕人(同上)

鼓仕人(同上) 鉦仕人(同上)

鉦仕人(同上)

鉦仕人(同上)

鉦仕人(同上) 鉦仕人(同上)

鉦仕人(同上)

鉦仕人(同上)

鉦仕人(同上) 鉦仕人(同上)

松明仕人(鈍色雜色) 內舍人(鈍色闕腋)

內舍人(同上) 內舍人(同上)

松明仕人(鈍色雜色) 內舍人(鈍色闕腋)

內舍人(同上) 內舍人(同上)

白旛仕人(鈍色布衫) 黃旛仕人(同上)

白旛仕人(同上) 黃旛仕人(同上)

黃旛仕人(鈍色布衫) 白旛仕人(同上)

黃旛仕人(同上) 白旛仕人(同上)

白旛仕人(同上) 黃旛仕人(同上)

白旛仕人(同上) 黃旛仕人(同上)

黃旛仕人(同上)

白旛仕人(同上)

黃旛仕人(同上) 白旛仕人(同上)

白旛仕人(同上)

黃旛仕人(同上)

松明仕人(鈍色雜色) 大裏使書記(鈍色布衣)

黃旛仕人(同上)

白旛仕人(同上)

松明仕人(鈍色雜色) 大裏使書記(鈍色布衣)

大裏使事務官(衣冠單、帶劍)

松明仕人(鈍色雜色) 內舍人(鈍色闕腋) 內舍人(同上)
松明仕人(鈍色雜色) 內舍人(鈍色闕腋) 內舍人(同上)

內舍人(同上)

胡籙仕人(鈍色布衫) 胡籙仕人(同上) 胡籙仕人(同上)

內舍人(同上)

胡籙仕人(鈍色布衫) 胡籙仕人(同上) 胡籙仕人(同上)

胡籙仕人(同上)

胡籙仕人(同上) 胡籙仕人(同上) 胡籙仕人(同上)

胡籙仕人(同上)

胡籙仕人(同上) 胡籙仕人(同上) 胡籙仕人(同上)

胡籙仕人(同上)

胡籙仕人(同上) 胡籙仕人(同上) 弓仕人(同上)

胡籙仕人(同上)

胡籙仕人(同上) 胡籙仕人(同上) 弓仕人(同上)

弓仕人(同上)

弓仕人(同上)

弓仕人(同上)

弓仕人(同上)

弓仕人(同上)

弓仕人(同上)

弓仕人(同上)

弓仕人(同上)

弓仕人(同上)

弓仕人(同上)

弓仕人(同上)

弓仕人(同上)

弓仕人(同上)

弓仕人(同上)

弓仕人(同上)

弓仕人(同上)

弓仕人(同上)

松明仕人(鈍色雜色) 內舍人(鈍色闕腋) 內舍人(同上)

弓仕人(同上)

松明仕人(鈍色雜色) 內舍人(鈍色闕腋) 內舍人(同上)

內舍人(同上)

楯仕人(鈍色布衫) 楯仕人(同上) 楯仕人(同上)

內舍人(同上)

楯仕人(鈍色布衫) 楯仕人(同上) 楯仕人(同上)

楯仕人(同上)

楯仕人(同上)

楯仕人(同上)

楯仕人(同上)

楯仕人(同上)

楯仕人(同上)

楯仕人(同上)

楯仕人(同上)

吳床仕人(鈍色布衫) 松明仕人(鈍色雜色) 祭官補(鈍色布衣)

雨皮仕人(鈍色布衫) 松明仕人(鈍色雜色) 祭官補(鈍色布衣) 祭官(衣冠單、帶劔)

松明仕人(鈍色雜色) 祭官補(鈍色布衣) 松明仕人(鈍色雜色)

松明仕人(鈍色雜色) 祭官補(鈍色布衣) 祭官(衣冠單、帶劔)

祭官補(鈍色布衣) 祭官(衣冠單、帶劔) 松明仕人(鈍色雜色) 祭官補(鈍色布衣)

祭官補(鈍色布衣) 祭官(衣冠單、帶劔) 松明仕人(鈍色雜色) 祭官補(鈍色布衣)

祭官副長(衣冠單、帶劔) 松明仕人(鈍色雜色) 祭官補(鈍色布衣) 祭官(衣冠單、帶劔)

祭官副長(衣冠單、帶劔) 松明仕人(鈍色雜色) 祭官補(鈍色布衣) 祭官(衣冠單、帶劔)

祭官長(衣冠單、帶劔) 松明仕人(鈍色雜色) 樂師(鈍色布衣) 樂師(同上)

祭官長(衣冠單、帶劔) 松明仕人(鈍色雜色) 樂師(鈍色布衣) 樂師(同上)

樂師(同上) 樂師(同上) 樂師(同上) 樂師(同上)

樂師(同上) 樂師(同上) 樂師(同上) 樂師(同上)

樂師(鈍色布衣) 樂師(同上) 樂師(同上) 樂師(同上)

樂師(鈍色布衣) 樂師(同上) 樂師(同上) 樂師(同上)

樂師(同上) 樂師(同上) 樂師(同上) 松明仕人(鈍色雜色)

樂師(鈍色布衣) 樂長(衣冠單、帶劔) 松明仕人(橡雜色) 宮內屬(橡布衣)

樂師(鈍色布衣) 樂長(衣冠單、帶劔) 松明仕人(橡雜色) 宮內屬(橡布衣)

諸陵頭(衣冠單、帶劔、素服ヲ加) 松明仕人(橡雜色) 宮內屬(橡布衣) 式部(衣冠單、帶劔、素服ヲ加) 長官(衣冠單、帶劔、素服ヲ加)

松明仕人(椽雜色) 宮内屬(椽布衣)

松明内舍人(椽關腋)
宮内大臣(衣冠單、帶劍、素服ヲ加)
松明内舍人(椽關腋)

松明仕人(椽雜色) 宮内屬(椽布衣)

松明内舍人(同上) 松明内舍人(同上) 松明内舍人(同上)

松明内舍人(同上) 松明内舍人(同上) 松明内舍人(同上)

松明内舍人(同上) 牛飼長(椽布衫、平禮、佩刀) 牛飼(椽布衫、平禮) 牛飼(同上)

松明内舍人(同上) 牛飼長(椽布衫、平禮、佩刀) 牛飼(椽布衫、平禮) 牛飼(同上)

副牛

牛飼長(椽布衫、平禮、佩刀) 牛飼(椽布衫、平禮) 牛飼(同上)

牛飼長(椽布衫、平禮、佩刀) 牛飼(椽布衫、平禮) 牛飼(同上)

副牛

牛飼長(椽布衫、平禮、佩刀) 牛飼(椽布衫、平禮) 牛飼(同上)

牛飼長(椽布衫、平禮、佩刀) 牛飼(椽布衫、平禮) 牛飼(同上)

副牛

牛飼長(椽布衫、平禮、佩刀) 牛飼(椽布衫、平禮) 牛飼(同上)

牛飼長(椽布衫、平禮、佩刀) 牛飼(椽布衫、平禮) 牛飼(同上)

本牛

牛飼長(椽布衫、平禮、佩刀) 牛飼(椽布衫、平禮) 牛飼(同上)

牛飼長(椽布衫、平禮、佩刀) 牛飼(椽布衫、平禮) 牛飼(同上)

本牛

御車副二十五人(椽布衫) 松明侍從(衣冠單、帶劍) 侍從(衣冠單、帶劍、素服ヲ加)

御車副二十五人(椽布衫) 松明侍從(衣冠單、帶劍) 侍從(衣冠單、帶劍、素服ヲ加)

陸海軍將校十四人(正裝正服各) 侍從(同上)

靈 需

侍從(同上) 侍從(同上)

陸海軍將校十四人(正裝正服各) 侍從(同上)

御挿鞋 侍從(衣冠單、帶劍、素服ヲ加) 侍從(衣冠單、帶劍、素服ヲ加)
手代 侍從(衣冠單、帶劍、素服ヲ加) 侍從(衣冠單、帶劍、素服ヲ加)
從 侍從(衣冠單、帶劍、素服ヲ加) 侍從(衣冠單、帶劍、素服ヲ加)

棧仕人(椽布衫)

掛竿仕人(同上)

掛竿仕人(同上)

主馬頭(衣冠單、帶劍、素服ヲ加ヘ左手ニ桐杖ヲ執ル)

榻仕人(椽布衫)

掛竿仕人(同上)

雨皮仕人(同上)

松明内舍人(椽闕腋)

侍從長(衣冠單、帶劍、素服ヲ加ヘ左手ニ桐杖ヲ執ル)

侍從職幹事(同上)

侍從武官長(正裝裏章ヲ附ス)

松明内舍人(椽闕腋)

侍從武官若干人

(正裝、正服)松明(舍人職服第二號)内舍人(甲種裏章ヲ附ス)

近衛將校(正裝裏章ヲ附ス)

松明舍人(舍人職服第二號)甲種裏章ヲ附ス

侍從武官若干人

(正裝、正服)松明(舍人職服第二號)内舍人(甲種裏章ヲ附ス)

近衛將校(正裝裏章ヲ附ス)

松明舍人(舍人職服第二號)甲種裏章ヲ附ス

近衛將校(正裝裏章ヲ附ス)

近衛將校(同上)

松明大裏使書記(堀闕腋)

天皇御名代(正裝又ハ正服)皇族附武官(同上)

近衛將校(正裝裏章ヲ附ス)

近衛將校(同上)

松明大裏使書記(堀闕腋)

大裏使事務官(衣冠單、帶劍)

松明舍人(舍人職服第二號)甲種裏章ヲ附ス

大裏使總裁(衣冠單、帶劍、素服ヲ加ヘ左手ニ桐杖ヲ執ル)

皇族附武官(正裝裏章ヲ附ス)

大裏使事務官(衣冠單、帶劍)

松明舍人(舍人職服第二號)甲種裏章ヲ附ス

親王、王(正裝、裏章ヲ附ス)各皇族附武官(同上)

松明仕人(職服第三號甲)種裏章ヲ附ス

大行天皇ノ親族ヲ(大禮服裏)ル華族總代二人(章ヲ附ス)

(二列行進)

(三列行進)

松明仕人(職服第三號甲)種裏章ヲ附ス

(二列行進)

松明仕人(同上)

松明仕人(椽布衫)

松明仕人(同上)

松明仕人(椽布衫)

松明仕人(同上)

松明仕人(椽布衫)

松明仕人(職服第三號甲)種裏章ヲ附ス

松明仕人(同上)

松明仕人(職服第三號甲)種裏章ヲ附ス

松明仕人(同上)

松明仕人(職服第三號甲)種裏章ヲ附ス

松明仕人(同上)

陸軍儀仗兵

海軍儀仗兵

警部(正裝裏章ヲ附ス)

警部(同上)

警部(正裝裏章ヲ附ス)

警部(同上)

警視(正裝裏章ヲ附ス)

警部(同上)

警部(同上)

雜具群行

警部(同上)

警部(同上)